

笠間市告示第93号

平成25年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月22日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成25年3月1日（金）

2 場 所 笠間市議会議場

平成25年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 1日	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月		常任委員会の開催（補正予算審議）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 委員長報告・採決 〔議会運営委員会開催〕
3月 5日	火	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月 6日	水	休 会	常任委員会（文教厚生）
3月 7日	木	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 8日	金	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月12日	火	休 会	議事整理
3月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成25年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成25年3月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小藺江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

	3番	小磯	節子	君
	17番	上野	登	君

出席説明者

市長 山口伸樹 君

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	塙栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

---

**議事日程第1号**

平成25年3月1日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 笠間市農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 施政方針について
- 日程第8 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例について
- 日程第22 議案第18号 笠間の家の設置及び管理に関する条例について
- 日程第23 議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について  
 議案第20号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について  
 議案第21号 笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例について

- 議案第22号 笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例について
- 議案第23号 準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第24号 笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例について
- 議案第25号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第27号 工事委託契約の変更について  
(常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事)
- 日程第25 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第26 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第27 議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第31号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第32号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第33号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第34号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第35号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第36号 平成24年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第37号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算
- 議案第40号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第41号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第42号 平成25年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第43号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第44号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第45号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第46号 平成25年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第47号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第48号 平成25年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第29 議案第50号 工事請負契約の変更について(友部北部I期地区処理施設工事)

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 笠間市農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 施政方針について
- 日程第8 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例について



- 日程第20 議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例について
- 日程第22 議案第18号 笠間の家の設置及び管理に関する条例について
- 日程第23 議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第20号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第22号 笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例について
- 議案第23号 準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第24号 笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例について
- 議案第25号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第27号 工事委託契約の変更について  
(常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事)
- 日程第25 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第26 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第27 議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第31号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第32号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第33号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第34号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第35号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第36号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第37号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算
- 議案第40号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第41号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第42号 平成25年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第43号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第44号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計予算  
議案第45号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第46号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算  
議案第47号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第48号 平成25年度笠間市水道事業会計予算  
議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算  
日程第29 議案第50号 工事請負契約の変更について(友部北部Ⅰ期地区処理施設工事)

---

午前10時00分開会

### 開会の宣告

○議長（小園江一三君） ただいまより平成25年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局の職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

ただいまの出席議員は22名であります。本日の欠席議員は、小磯節子君、上野 登君であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議第1日は成立いたしました。

---

### 議事日程の報告

○議長（小園江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（小園江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番畑岡洋二君、2番橋本良一君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月21日、議会運営委員会を開き、ご審議をいただきました。

ここで、議会運営委員長よりご報告をいただきます。

委員長 蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月21日、平成25年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、3月1日から3月18日までの18日間といたします。

初日の3月1日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

なお、補正予算については、質疑の後、各常任委員会へ付託となります。

3月4日は、午前10時から各常任委員会を開催し、付託された補正予算の審議を行い、午後2時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。

その他の議案につきましては、通常どおり議案質疑を行い、各常任委員会への付託及び予算特別委員会を設置し、付託を行います。

5日、6日に常任委員会を開催し、7日、8日、11日の3日間で予算特別委員会を開催します。

12日は、議事整理のため休会といたします。

13日、14日、15日を一般質問とし、最終日の18日は、各委員会に付託された議案等の審査結果について、各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、ご報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

委員長の報告どおり、今期定例会の会期は、本日より3月18日までの18日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日より3月18日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、議会運営委員長より報告がございましたように、お手元の日程のとおりでありますので、ご了承ください。

---

諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分が提出されておりますので、既に議案書とともに配付してございますから、ご了承願います。

次に、12月定例会において議決されました、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書につきましては、去る12月21日をもって、衆参両院議長、内閣総理大臣並びに各関係大臣あてに送付いたしましたのでご報告いたします。

---

#### 請願・陳情について

○議長（小藺江一三君） 日程第4、請願・陳情について議題といたします。

本定例会に提出された請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付しております。これら請願・陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

---

#### 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小藺江一三君） 日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、19番町田征久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました町田征久君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました町田征久君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました町田征久君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

---

#### 笠間市農業委員会委員の推薦について

○議長（小藺江一三君） 日程第6、笠間市農業委員会委員の推薦について、議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条の第2項の規定により、議会推薦の農業委員1名を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。

それでは、地方自治法第117条の規定により、19番町田征久君の退席を求めます。

〔19番 町田征久君退場〕

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

町田征久君を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、町田征久君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

町田征久君の出席を求めます。

〔19番 町田征久君入場〕

---

#### 施政方針について

○議長（小藺江一三君） 日程第7、市政方針について、市長より発言が求められておりますので、これを許可します。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成25年度の一般会計を初め、特別会計、企業会計の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

さて、甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生からはや2年が経過をいたします。改めて、被害で犠牲になられました方々、ご遺族の方々に深く哀悼の意を表する次第でございます。そして、復興へ向け、懸命に取り組んでいる被災者の皆様に激励の意を表するとともに、早期の復興をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、本市におきましても、市民並びに議員各位のご協力のもと、全力で被害の復旧復興に当たってまいりました。

まず、本市の震災対策でございますが、道路や上下水道などのライフラインにつきましては、今年度内でおおむね復旧の見通しが立ってまいりました。公共施設については、笠間市民体育館、友部公民館が4月からの使用再開に向け、震災復旧とあわせた耐震化及び改修工事を急ピッチで進めております。

また、笠間・水戸環境組合の「ゆかいふれあいセンター」につきましても、復旧工事を進めており、余暇施設から健康増進施設へとリニューアルして4月から使用開始をする予定となっております。

さらに、平成25年度は、現在、プレハブの仮設庁舎で業務を行っている笠間支所及び教育委員会の整備を進めてまいります。笠間支所につきましては、旧法務局跡地への移転に向け、建物内部の改修工事を行い、平成26年初頭に開所できるように、また、教育委員会につきましては、本所庁舎敷地内へ新庁舎建設のための設計業務を進めてまいります。

放射線対策につきましては、市内43カ所の放射線量の測定、水道水・食品の放射性物質の検査、原子力アドバイザーの配置など行ってまいりましたが、25年度もこれらについて継続し、市民に正確な情報を提供をしてまいります。

以上のとおり、本市におきましては、今年度において一定の震災の復旧の見通しが立ってまいりました。しかしながら、津波や福島第一原発事故により、想像を絶する大きな被害に見舞われた東北地方被災地では、復旧復興に向け、今も懸命な取り組みが進められておりますが、道のりはまだまだ遠いと感じております。本市では、現在2名の職員を岩手県宮古市と宮城県多賀城市へ長期派遣しておりますが、平成25年度も引き続き職員を派遣し、被災地の復旧復興に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、昨年暮れに誕生した安倍政権では、円高とデフレの解消を最重点に取り組むと表明されており、現在、緊急経済対策を柱とする平成24年度補正予算が成立し、景気回復を目指す平成25年度予算案が国会に提出されるなど、日本経済の再生に向けた積極的な取り組みが行われております。

しかしながら、地方財政は、社会保障関係費の増加などにより、依然として財源不足が懸念される厳しい状況が続いております。本市としましても、厳しい行財政改革の実行により、財源の確保に取り組むとともに、国の動向について情報収集を行い、適切な財政執行に努めてまいります。

本市では、今年度からスタートした笠間市総合計画後期基本計画に掲げる重点化を図る

三つの視点、「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」を基本として、87事業を平成25年度重要事務事業と定め、各種事業に取り組んでまいります。

特に、本市は昨年、世界保健機構が提唱する健康都市の構築を目指すことを宣言していることを踏まえ、平成25年度におきましては、市民の健康水準と生活の質の向上を図るための「人の健康づくり」と「生活を支える環境づくり」を柱に、市民と行政が一体となって健康都市かさまの実現に向けた取り組みを重点施策として展開をしてまいります。

さらに、震災の復旧復興から成長への施策として、駅周辺地区整備の今後の基本方針を定めた「笠間市駅周辺整備活性化プラン」を策定をいたしました。このプランは、地域の活性化、駅利用者及び市民の利便性の向上、駅空間のイメージ向上、未利用公有地の有効活用という目的をもって、これまで進めてきた基盤整備などの効果を高め、持続可能なコンパクトでにぎわいのある町を構築するための基本方針を明らかにしたものであります。平成30年度までを整備期間と定めております。

平成25年度は、友部駅及び岩間駅周辺の未利用公有地へ、地域交流センター建設のための基本設計を行うなど、駅前に人々が集い、地域の活性化に寄与できる施設整備の検討を行ってまいります。また、稲田駅周辺につきましても、駅舎隣接地へ石の百年館の移設を行うとともに、その周辺整備についての検討を進めてまいります。

次に、予算編成方針について、ご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、市税は、少子高齢化による現役世代人口の減少傾向は続くものの、個人市民税の増やたばこ税の都道府県と市町村の税率変更などにより、増収を見込んでおります。

また、国の地方交付税の総額は、今年度と比較して2.2%程度減額となる見込みであります。本市におきましては、通常と別枠で震災復興交付税を見込んでいることから、今年度と比較して増額を見込んだものであります。

歳出につきましては、社会保障経費が増大することが見込まれ、投資的経費充当財源を圧迫しつつある状況であります。

これらのことから、予算編成方針の基本的な考え方として、市の将来を見据えた長期的視野に立ち、効率的で実効性の高い行政運営を目指した予算とすることを掲げ、全部署において可能な限り、経費の見直しを図りながら施策を進めてまいります。

財源確保としましては、事務事業経費の見直しによるもののほか、国や県などの補助制度を積極的に活用をしてまいります。また、市債の借り入れにつきましては、後年度の財政負担を考慮して、臨時財政対策債と交付税算入率が高い合併特例債に限って借り入れをするものであります。さらに、今年度まで大幅に積み立てることができました財政調整基金から繰り入れて、財源確保を図るものであります。結果、平成25年度の一般会計予算は、総額272億円で、今年度当初予算と比較して3億円、1.1%の減となります。

しかしながら、国の東日本大震災復興特別会計の予備費の活用、一般会計予算の補正な

どによる一連の経済対策を受け、平成25年度以降に実施を予定していた事業を、今年度3月補正に約13億2,000万円を前倒しで計上し、平成25年度に繰り越して事業を行うため、実質的には、平成25年度当初予算は285億2,000万円となり、今年度と比較して約10億2,000万、率にして3.7%の増となります。

特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計を初めとする7会計で、予算総額は179億9,800万円であります。

また、企業会計予算につきましては、市立病院事業会計を初めとする3会計で、予算総額は29億9,137万8,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた、笠間市の平成25年度の予算総額は481億8,937万8,000円で、今年度と比較すると3億4,149万1,000円に、率にして0.7%の増となっております。

今後の財政運営につきましては、財政健全化法の趣旨を踏まえ、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、重要事務事業を初めとする主要な施策の概要について、総合計画の将来像を実現するための六つの柱に従って述べさせていただきます。

初めに、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりについてご説明を申し上げます。

まず、笠間稲荷門前通り整備推進事業についてであります。現在まで、笠間稲荷門前通り整備推進協議会においてワークショップ等の協議を進めてまいりましたが、歩行者を優先した道路整備とする方針が合意されたことから、平成25年度から2カ年事業で整備を実施してまいります。

また、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業では、旧井筒屋旅館の運営事業者を公募し、運営事業者選定検討委員会にて選定を行ったところでございます。今後は、市が復興交付金を活用して策定する笠間稲荷周辺整備計画と、この運営事業者の事業計画等の調整を図りながら、笠間稲荷周辺の拠点整備を進めてまいります。

畜産試験場跡地の利活用についてであります。県の市町村合併支援事業として雨水排水施設の整備を進めることとし、平成25年度から2カ年事業で工事を行う予定となっております。長年の課題でありました雨水排水施設の整備が完了することにより、本格的な跡地の利活用が可能となります。今後は、企業等の誘致を含めた跡地の利活用について、平成27年度を目標に、県と一体的に推進してまいりたいと考えております。

道路整備についてであります。国道355号笠間バイパスにつきましては、現在、国道50号から主要地方道笠間つくば線までを優先整備区間として進められておりますが、市道来栖飯合線からJR水戸線跨線橋を経て、現在整備中の市道本戸来栖線までの680メートル区間がほぼ完成し、4月に供用開始する予定です。また、国道50号から石井神社までの区間についても工事に着手しており、早期完成を目指しております。平成25年度は、涸沼川橋の上部工の工事に着手する予定となっておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、



笠間バイパスの全線開通に向けた整備促進に努めてまいります。

主要地方道大洗友部線につきましては、懸案でありました橋爪地区の未改良区間約600メートルの事業化に向け、今年度に引き続き調査設計を行う予定であります。涸沼川の河川整備と一体的に整備が図られるよう取り組んでまいります。

市道の整備であります。幹線道路につきましては、合併支援事業の指定を受けて進めております来栖本戸線、南友部平町線は、引き続き整備推進を図ってまいります。また、都市計画道路上町大沢線900メートルの区間については、7月に供用開始を予定しております。

また、岩間駅東口から国道355号バイパスまでの岩間駅東大通り線の延伸部であります。地権者の方々のご協力により用地買収が順調に進んでおり、平成25年度から工事に着手してまいります。

このほか、笠間芸術の森公園前のギャラリーロード、市道（笠）2336号線、馬廻り地内の笠間小原線、小原地内の市道（友）1級5号線、平町地内の市道（友）1級11号線、泉地内の岩間八郷線の整備についても早期完成に向けて進めてまいります。

都市計画道路についてでございますが、都市計画決定後、未着手となっている路線の存続・変更・廃止について、笠間市都市計画道路再検討委員会を設置し検討を行っております。今後、委員会からの提言をいただき、市の方針を決定した後、見直しの対象路線について、都市計画の変更手続に着手をしてみたいと考えています。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、観光の振興についてであります。東日本大震災により、市内の観光関連企業や旅館業が大きな被害を受けたことや、原発事故の影響による風評被害もあり、昨年度に比べて観光客は少しずつ戻りつつあるものの、まだまだ厳しい状況が続いております。

本市では、通年型観光地づくりを目指し、笠間観光協会が行う旅行業と連携し、笠間の特色を生かした体験型旅行プランの企画を支援するとともに、新たな旅行商品開発事業を推進をしてみたいと思います。

特に、学校行事として行う遠足や宿泊学習について、高速道路網の発達により県外からの誘致も可能になったことから、吾国・愛宕ハイキングコースや北山公園キャンプ場、また、陶芸体験や果物狩りなどの観光資源を活用した教育旅行を企画してみたいと考えております。

観光PRにつきましては、県及び広域観光協議会、笠間観光協会等と連携し、茨城空港の各路線や北関東自動車道沿線に向けた広域的なPR活動を引き続き実施をしてみたいと思います。また、新規に笠間の観光をまとめた観光案内紙を作成し、高速道路やサービスエリア等を中心に配布するなど、新たなPR活動を進めてまいります。

「恋人の聖地」につきましては、笠間青年会議所などの関連団体が行う恋人の聖地イベ

ントへの支援や、愛宕山に恋人の聖地をイメージする光のオブジェを設置をいたします。

また、昨年実施したKASAコンについても、笠間稲荷門前通り商店街と連携し、事業内容を充実をしてみたいと考えております。

さらに、かさまでエコデート事業として、市内を回遊するための電気自動自転車を新規に導入し、若いカップルだけでなく、幅広い年齢層の方々にも訪れていただける恋人の聖地づくりを進めてまいります。

筑波山地域ジオパーク構想推進事業につきましては、現在、つくば市、桜川市、石岡市、笠間市の4市で、昨年8月に推進協議会を設立し、平成26年度に、日本ジオパークの正式認定を目指すことといたしました。

筑波山を中心とする周辺地域は、関東平野の成り立ちを地層から観察できる豊富で貴重な地質資源、ジオ資源を持っており、本市の愛宕山、吾国山、佐白山にはカタクリの里、スズランの里、つつじ公園や、珍しい大岩として、屏風岩、大黒石、石倉など、地質資源の見どころジオサイトとしてふさわしい資源がたくさんあります。

また、みかげ石の産地として栄えてきた稲田地区には、日本でも有数のみかげ石の採掘場が多く点在しております。これら市内のさまざまな見どころをPRするなど、ジオパーク構想と観光とを一体化した本市独自の施策を展開をしてみたいと思います。

次に、商業の振興についてですが、笠間地区と岩間地区において、商工会や商店会が実施する空き店舗対策やにぎわい創出事業を、県の補助事業を活用しながら引き続き支援をしてみたいと思います。

また、震災による復興支援事業の一環として、商工会が実施するがんばろう笠間商品券発行事業についても、引き続き支援をしてみたいと思います。

さらに、笠間市の市街地をめぐるアートのまちづくり事業を、商店会、商工会、観光協会、美術館などと連携して実施をしてみたいと思います。

笠間のご当地グルメでございますが、笠間いなり寿司につきましては、いな吉会が昨年、茨城県で唯一、愛Bリーグの正会員に昇格をいたしました。平成25年度も、全国大会の豊川市や関東大会の勝浦市などへ出店し、笠間のいなり寿司を通して観光地笠間をPRしてまいります。

また、先月開催いたしました、ご当地グルメサミットin笠間については、2日間で8万4,000人の方々が来場するなど好評のうちに終了することができました。平成25年度につきましては、門前通り周辺等の町中での開催を検討するなど、実行委員会と連携を図りながら、さらに充実したものになるよう努めてまいります。

雇用対策につきましては、国の緊急雇用対策事業を活用するとともに、個人事業者や非正規雇用者、離職者、学生等を対象とした職に役立つ資格取得支援事業を市の独自の事業として引き続き実施をしてみたいと思います。

また、雇用の安定を図ることを目的として、国が中小企業に対して行っている中小企業

緊急雇用安定助成金と連携して、笠間市中小企業緊急雇用安定支援補助事業を実施いたします。さらに、労働環境改善のための設備投資に対する支援と、一定の設備投資等の条件のもと、市民を新たに雇用した中小企業への支援として、企業活動促進支援事業など、企業負担を軽減するための事業を引き続き実施をしております。

なお、新たな雇用支援策として、大学生や高校生を対象とした就職支援企業説明会をハローワークと連携し開催し、地元企業への雇用拡大を図っております。

また、笠間焼陶芸家支援事業を引き続き実施、笠間焼の後継者育成・創業支援及び陶芸家の定住化を促進しております。

次に、企業誘致についてであります。現在、笠間市には、製造業を中心に、操業拠点の移転や事業の拡張に対する相談が寄せられており、県や市の優遇制度を活用した市内適地への誘致活動を推進しております。

茨城中央工業団地笠間地区については、県とともにPR活動やフォローアップを行い、粗造成が完了した18ヘクタールを優先的に分譲できるよう、事業地の区画割りや分譲価格の設定等、県に対して働きかけを行っております。

また、岩間インター周辺の工業系の用途地域を設定している安居地区について、工業系の土地利用を中心とした産業の立地誘導を推進するため、道路及び雨水流末排水整備を行うため、基礎的調査を実施、具体的な開発の可能性や事業手法を明らかにする基本構想を策定をしております。

本市の基幹産業である農業についてであります。笠間市農林業振興基本計画に基づき、本市に適した個性のある農林業を推進するため、担い手の育成や農業法人の設立の検討、耕作放棄地対策、主要農産物の生産振興、グリーンツーリズムの推進などを中心に、平成25年度も引き続き取り組んでまいります。

まず初めに、担い手の育成強化と新規就農者の確保についてですが、具体的には、今年度策定した「人・農地プラン」に基づき、新規就農者への営農相談を行っております。さらに、市独自の事業として、認定農業者で農業後継者がいる農家については、農業機械等の更新について支援をしております。

耕作放棄地の対策につきましては、平成25年度は、国からの助成事業が最終年度を迎えることから、耕作放棄地解消の広報活動や農家の意向調査を実施するとともに、市独自の事業として、再生した農地での指定作物の助成や、認定農業者に対し、農地の再生に助成するなど、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

農業法人の設立であります。新規就農者の確保や担い手の育成、遊休農地の解消、農作業の受委託事業等を目的とした農業法人の設立に向けた検討を行っております。

農産物の生産振興につきましては、引き続き花卉の生産拡大支援やクリの苗木の購入及び改植経費の助成を行うとともに、平成25年度からは苗木の購入助成をナシにも拡大するなど、生産体制の強化支援策を実施をしております。また、地元産農産品の地域ブラン

ド化、「かさまの粋」認証制度を充実させるとともに、食と農の連携及び学校給食への利用促進を図り、地産地消を積極的に推進をしております。

さらに、農産加工品の開発や6次産業化を目指す農業者へのアグリビジネスを支援し、農商観連携による地産振興を推進をしております。

グリーンツーリズムの推進につきましては、笠間クラインガルテンを核とした都市住民との交流や、今年度作成した「体験農業・直売所ガイドブック」を用いたPRを行うとともに、地域住民の手によるフルサポートつきリゾート農園、あいあい農園を支援をしております。

水田農業の推進につきましては、農業経営の改善と食糧自給率の向上を図ることを目的とした経営所得安定対策が実施されることから、事業制度の説明、周知等に努め、加入促進を進めてまいります。

また、市、笠間地域農業改良普及センター、JA茨城中央農協等が会員となり、それぞれが主体となって運営する協議会の再編に取り組み、組織強化を努めるとともに、農業の振興を進めてまいります。

なお、現在、笠間支所にある農業再生協議会事務局を農政課内に移転することにより、より密接に連携しながら各種事業を推進をしております。

農地の基盤整備についてですが、県営事業のうち、経営体育成基盤整備事業にて進めている小原地区の一部が工事完了し、平成25年度から水稻の作付ができる見込みとなりました。また、北川根地区においては、地元説明会や法的手続を進めるなど、事業採択に向けて順調に進捗しております。

また、畑地帯総合整備事業により、畑地の大規模な整備を進めている小原地区においては、農業者の高齢化及び後継者不足の問題を踏まえ、担い手を中心とした営農計画とあわせ、平成27年度の事業完了を目指して推進をしております。

市の施行により実施している稲田大古山地区について、地区界測量と換地原案が完了をしたことから、平成25年度から基盤整備の工事に着手をしております。

ため池整備につきましては、今年度からの2カ年計画で山根池のしゅんせつ、護岸工事等を実施しており、平成25年度の事業完了に向け取り組んでまいります。

森林整備につきましては、県において森林湖沼環境税の5年間継続が決定したことに伴い、引き続き森林の間伐や作業路の整備、公共性の高い平地林や里山林の整備・保全を実施し、健全な森林の育成と多様な森林の活用を推進をしております。

次に、ともに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりについて、ご説明を申し上げます。

まず、健康づくりの推進ですが、かねてより申請しておりました夏期巡回ラジオ体操が、株式会社かんぽ生命保険、NHK及びNPO法人全国ラジオ体操連盟の主催により、8月31日に、笠間芸術の森公園を会場に開催される運びとなりました。当日は、NHKラジオ放送で全国に生放送されますので、市民や各種団体、企業などに参加を呼びかけ、約4,000

人の参加を目標に実施をしてみたいと考えております。

なお、当日は、ラジオ体操終了後に、健康づくり市民大会2013を開催し、健康づくりへの取り組みや交流などを通して、健康づくりに対する意識の高揚を図ってまいります。

また、いばらきヘルスロードにつきましては、現在、市内に五つのコースが設定されており、これらのコースについて案内板を設置するとともに、歩行距離や消費カロリーの提示などを行い、さらなる活用促進を図ってまいります。また、多くの市民が気軽にウォーキングが楽しめ、健康づくりへつながるように、市街地部への新たなコースを指定してまいります。

生活習慣病予防事業につきましては、各検診機関との調整を行い、人間ドックで455人、脳ドックで230人の助成枠を確保いたします。特定健診事業とあわせ、生活習慣病の予防と健康保持増進を図り、伸び続ける医療費の抑制に努めてまいります。

検診事業では、がん対策の充実を図るため実施しておりますがん検診無料クーポン券事業を、市独自に、胃がん・肺がんまで拡大するがん検診推進事業を継続して実施してまいります。

予防接種事業については、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の予防接種につきまして、これまで任意接種として費用の一部を接種者から負担いただく補助事業として実施してまいりましたが、予防接種法の改正により定期接種へと位置づけられることから、平成25年度からすべて市の費用負担で接種を行ってまいります。

笠間市立病院につきましては、第2次笠間市立病院改革プランに基づき、経営の健全化を目指してまいります。入院や外来診療を初め、平日夜間・日曜初期救急診療を推進するとともに、在宅診療、予防医に積極的にかわり、健康都市かさまの一助となるため、健康診断や予防接種などの保健予防活動により市民が安全に暮らせる医療体制の構築に取り組んでまいります。

しかしながら、現在も、全国的に医師不足の状況にあり、市立病院においても医師の確保が大きな課題となっており、地域医療の連携強化や地域医療資源の有効利用が必要となっております。そのため、県立中央病院とは救急医療の連携を図るとともに、亜急性期や回復期の患者の受け皿となり、さらに、こころの医療センターとはMR I等の高度医療機器の共同利用を図るなど、地域連携の強化により医療環境整備の充実に努めてまいります。

なお、今後は、今年度から検討に着手しました市立病院整備方針を踏まえながら、建てかえに向けて病院の役割と機能を明確にし、病院機能構想にかかわる課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、少子化対策事業ですが、妊婦健康診査につきましては、平成25年度からは普通交付税措置という一般財源化により全額市の負担で実施してまいります。また、不妊治療の助成につきましては、夫婦の経済的負担を軽減するため、平成25年度も継続して実施をし

てまいります。

次に、子育て支援事業についてでございますが、課題となっておりました公立保育所及び幼稚園の老朽化及び耐震化、また、幼稚園の定員割れなどに対応するため、効率的な整備方法として、保育所と幼稚園を一つにした幼保連携型認定こども園の整備を進めてまいります。具体的には、笠間地区に笠間幼稚園とてらぎき保育所を、稲田地区に稲田幼稚園といなだ保育所を統合した、幼保連携型認定こども園の整備を進めてまいります。また、くるす保育所及びともべ保育所につきましては、現在地において、段階的に民営化を図ってまいりたいと考えております。

ファミリーセンターサポートセンター事業については、事業が始まって3年が経過し、子育ての援助を希望する利用会員と、援助を行う提供会員があわせて約300人となっており、子育ての相互援助活動として定着をしております。平成25年度以降も引き続き、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

笠間児童館笠間キッズ館につきましては、間もなく開館1年目を迎えますが、月平均で約3,000人の市民にご利用をいただいております。また、児童館内に子育て支援センター「かんがるー」を設置したことにより、友部・笠間・岩間の3地区に子育て支援センターの設置が完了をしております。今後も、複合的な機能を有する児童支援の拠点として、事業を推進してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、放課後の子どもたちの健康管理や安全確保、また、遊びを通じての自主性や社会性を培うなど、子どもたちの健全育成に努めるとともに、指導員の資質向上を図り、サービスの向上に努めてまいります。

母子家庭の支援としましては、今年度から母子家庭高等技能訓練促進事業を実施しており、資格取得の際に生活費の負担軽減を図り、母子家庭の経済的自立を後押しをしております。

また、家庭に問題のあるケースにつきましては、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を図り、ケース検討会を随時開催し、社会問題となっているDVやネグレクト、育児放棄ですね、虐待等に即応してまいります。

未熟児養育医療につきましては、地方分権の一括法の施行により母子保健法の改正に伴い、平成25年度より県から市へ権限移譲される事務であり、入院が必要な未熟児に対して医療費の一部を給付してまいります。

マル福事業につきましては、少子化対策として実施しており、県の制度では、小学校3年生までが対象となっておりますが、笠間市では、独自に小学校6年生までを対象に拡大を図ってまいりましたが、平成25年度から対象を中学3年生まで拡大することで、さらなる充実を図ってまいります。

次に、福祉の推進であります。平成25年度から29年度までの5カ年を計画期間とする第2次地域福祉計画に基づき、みんなで支え合う福祉の町笠間を基本理念に、地域福祉の

増進に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、第2期障害者計画及び第3期障害者福祉計画に基づき、地域での自立した生活を支えるために必要な福祉サービスを提供するとともに、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターや、笠間市障害者地域自立支援協議会と連携をし、権利擁護や虐待防止等に取り組んでまいります。

生活困窮者への対応につきましては、厳しい雇用情勢が続く中、稼働年齢層の方々からの生活相談も増加傾向にあります。就労能力・就労意欲のある離職者に対しては、生活保護になる前に住宅手当の支給など、第2のセフティーネット制度を活用した支援を行ってまいります。

生活保護につきましては、国による給付水準の引き下げなど、制度見直しの動きを見据えながら、受給者の早期自立に向けた就労支援や不正受給の防止などを重点的に努めてまいります。

介護サービスにつきましては、特別養護老人ホーム入所者待機の削減を目的として、施設整備を行う事業者の募集を行い、平成27年度の開設を目標に進めてまいります。

高齢化に伴う多様な問題に対応するため、地域における総合的な介護・保健・医療・福祉サービスの連携を図るため、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを構築し、相談支援体制の強化、地域住民の協力や企業との見守り協定を推進をしてまいります。また、介護予防対象者を把握し、介護予防事業を充実させるとともに、身近な地域での介護予防活動や社会参加を積極的に推進をしてまいります。

次に、自然と共生した安全で優しさのあるまちづくりについて、ご説明を申し上げます。

まず初めに、防災意識の高揚でございますが、地域防災計画につきましては、昨年10月に「地震及び風水害対策計画編」を作成したところでございます。

また、本市の一部が東海第二原子力発電所から半径30キロを目安とする緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに含まれることから、現在、原子力災害対策計画編の策定を進めているところでございます。

現在までの策定状況でございますが、先般、県において地域防災計画改定委員会が開催され、県の原子力災害対策計画編の案が了承され、3月下旬に、県の防災会議で協議することとなっておりますが、災害時の具体的避難の方法については、避難計画の検討を行う必要があること、また、安定ヨウ素剤の服用については、国の検討結果を踏まえ対応することとしております。

このため、2月26日に開催した笠間市防災会議においても、避難計画と安定ヨウ素剤の服用の具体的手段については、県の検討結果を待って計画に反映することとした上で、本市の原子力災害対策計画の協議を行っているところでございます。

自主防災組織につきましては、2月末現在で97団体が設立され、市内全域での組織率は40.17%となっております。災害に強い地域づくりのため、平成25年度においても組織結成

及び資機材整備費助成制度を継続し、自主防災組織の組織率向上に努めてまいります。

また、地域の方々に対し、防災の意識・知識・技能を持つ防災士の資格取得を推進するために、防災士助成金制度を新設し、地域防災力の向上を図ってまいります。

さらに、福祉の分野では、国が災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定し、地域における避難支援の体制づくりを進めております。

本市においても、支援を必要とする方々の災害支援をより確かなものにしていくために、地域における取り組みの指針となる「笠間市災害時要援護者避難支援プラン」を策定してまいります。

次に、防災体制の強化についてであります。住宅火災による被害の低減を目指し、住宅用火災警報器の普及を図るとともに、各種災害に迅速に対応するため、老朽化した友部消防署の消防ポンプ自動車と笠間消防署の指揮車を更新いたします。また、防火水槽や消火栓などの施設整備を継続して実施をしてまいります。

救急体制につきましては、より高度な救急活動を行うため、救急救命士の病院実習を中心とした教育を充実させ、救急隊員の資質向上に努めてまいります。

さらに、適切な救命処置のできる市民の養成を目的に、民間救急ボランティア団体であります「かさまハートサポーター」と女性消防団員が連携し、講習会を開催するなど、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団につきましては、団員の加入促進を図るため、広報紙、ホームページへの掲載や団員募集、パンフレットを配布するとともに、消防団協力事業所表示制度により、市内各事業所への協力を依頼してまいります。

女性消防団の活動につきましては、これまでの住宅防火診断等に加え、幼稚園等に直接訪問しての幼児防災教育や各事業所への防火ポスターの配布など、防火に関する広報活動を行ってまいります。

消防救急無線及び消防指令業務の広域化・共同化整備事業につきましては、県内参加団体がまとまったことから、平成25年度に、茨城県消防救急無線・指令センター運営協議会を設置し、平成28年6月からの運用開始に向け協議を進めてまいります。

なお、平成25年度の総合防災訓練についてでございますが、東日本大震災などによる大規模災害の教訓を踏まえ、市民はもとより県民の災害に対する理解と意識の高揚を図ることを目的とし、防災関係機関及び地域住民、事業所、ボランティアなどの参加を得て、茨城県と笠間市が合同で開催をいたします。

次に、住環境の整備についてであります。空き家に対する管理不全状態の防止と解消のために、笠間市空き家等の適正管理に関する条例を平成25年4月1日に施行をいたす予定であります。この条例は、空き家の所有者は適正に管理し、市民は管理不全の空き家情報を市へ通報し、市は提供された情報により空き家を調査し、所有者に行政指導を行います。また、指導を受けた空き家の所有者が解体撤去の措置を講じようとする場合、解体撤去費



用の一部を補助いたします。この解体費用補助は、県内では本市が最初に制度化したものであり、東日本大震災の被害などによる危険な空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置補助につきましては、平成25年度は、補助枠を大幅にふやし、引き続き実施をしております。

次に、不法投棄などの防止についてであります。近年頻発する不法投棄など、悪質な不法行為に対する監視活動や指導を行うため、平成25年度から環境保全課内に警察官OBを廃棄物監理官として配置をいたします。警察署及び県廃棄物対策課とより一層の連携を図り、不法行為に迅速に対応し、早期解決に努めてまいります。

また、笠間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例についてでございますが、合併時の平成18年3月に条例を施行し、当該事業に対しての規制を行ってまいりましたが、当該事業を取り巻く環境は年々変化しており、本市におきましても、現状に適切に対応した条例改正を、平成25年度早期に制定してまいりたいと考えております。

次に、狭あい道路の整備につきましては、今年度に引き続き、交通危険箇所などの緊急性の高い箇所を優先的に整備をしております。なお、生活道路の整備要望に対しましては、今年度策定しました生活道路整備事業基準に基づき、事業の実施に努めてまいります。

排水整備事業につきましては、局地的に厳しい雨をもたらすゲリラ豪雨等により、過去に浸水被害を起こした敷地内において排水整備を重点的に取り組んでまいります。

公共下水道につきましては、浄化センターともべの汚泥処理施設増設工事が完了し、処理能力の向上が図られたため、震災復旧により先送りしていた枝線管渠の整備工事を促進し、下水道の普及率の向上を図ってまいります。

また、今年度より着手しております笠間地区の笠間幹線圧送管予備ルートの整備を引き続き進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、小原地区を中心とする友部北部Ⅰ期地区の平成25年度内の供用開始を目指し、円滑な利用が図られるよう努めてまいります。

なお、県森林湖沼環境税が5年間延長されたことにより、県の接続促進事業補助金を引き続き活用し、戸別訪問による直接働きかけに努め、供用開始から3年以内での接続を積極的に取り組んでまいります。

合併浄化槽設置事業についても、引き続き県森林湖沼環境税を活用し、補助制度の充実を図り、より一層の水質浄化に努めてまいります。

上水道につきましては、安心安全な水道水の安定供給を図るため、石綿管の更新及び鉛管の解消事業を引き続き進めてまいります。

なお、水道料金徴収業務等の民間委託につきましては、事業経営の効率化を図り、経費削減等に効果が期待できることから、平成26年度からの実施に向けて準備を進めてまいります。

道路管理につきましては、平成24年度大型補正予算を活用しながら、補修が必要な幹線道路の路面補修等に取り組んでまいります。

道路橋におきましても、予防保全を図るため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、適正な維持管理に努めてまいります。

市道の清掃・美化等につきましては、笠間市道路里親制度の普及を図り、市民と行政が協力し、道路環境づくりを推進してまいります。

都市公園の管理につきましては、笠間市都市公園グリーンパートナー制度による市民の自主的な都市公園の美化活動を推進し、親しみやすい公園にするためにグリーンパートナー協力団体の拡充に努めてまいります。

次に、地域活性化・定住化促進についてであります。日本を代表する建築家である伊東豊雄氏設計による「笠間の家」につきましては、地域活性化を図る交流拠点として、ギャラリーや貸し工房などの機能を持たせた改修工事がほぼ完了をいたしました。今後は、伊東豊雄氏による建築セミナーの開催や、都市住民と市民及び市内陶芸家や若手建築家などの交流施設として活用してまいります。

また、定住化促進事業につきましては、空き家の利活用を促進する空き家バンク制度を創設いたしました。さらに、総務省が行う地域おこし協力隊の制度を活用し、都市圏からの移住希望者を受け入れ、「笠間の家」の管理運営を行いながら、笠間の地域資源を活用した振興策や知名度向上に向けた提案など、関係機関と連携した活動を行ってまいります。

次に、防犯・交通安全対策の強化についてでございます。昨年の笠間市内における犯罪事件の発生状況は、刑法犯罪件数1,031件であり、一昨年より11件ほど増加している状況であります。市では、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラを友部駅、笠間駅、稲田駅、岩間駅、宍戸駅に設置しておりますが、平成25年度は、新たに笠間駅駐輪場へ設置するとともに、友部駅北口、宍戸駅へ増設してまいります。

また、民間交番につきましては、友部地区旭町地内の空き店舗を活用して、7月初旬をめどに運営を開始いたします。勤務体制としては、警察OBや地域の防犯連絡員の方々が非常勤特別職のセフティサポーターとして交代で勤務をしていただき、笠間警察署と連携を図りながら地域の安全・安心サポートをしてまいります。

さらに、防犯灯整備につきましては、LEDによる省エネ推進に当たり、昨今のLED型防犯灯の価格低下や電気料新区分利用による維持管理費削減効果を見込み、経済対策などの補助事業により設置した防犯灯を除き、市管理防犯灯を一括して10年リース契約によりLEDに切りかえてまいります。

交通安全についてであります。昨年の笠間市内における交通事故発生件数は338件であり、一昨年より8件増加しております。平成25年度は、第9次交通安全計画に基づき、交通安全教育指導員を市民活動課内に配置し、交通安全協会や交通安全母の会と協力しながら、小中学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止に努めてまいります。

次に、笠間市消費生活センターについてですが、平成25年度から相談業務を外部に委託をいたします。また、場所を友部公民館1階に移転し、専門的な消費生活相談の運営を初め、消費者力アップ市民講座を開催をしております。多様化する消費者問題に対しましては、特に高齢者を中心に広がる悪質商法の被害防止の啓発活動を消費者団体や委託団体とともに推進をしております。

次に、人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくりについて、ご説明申し上げます。

本市では、知性を高め、一人一人の持ち前を伸ばすことを教育目標の一つに掲げており、その取り組みの一つとして、平成23年度から学力向上支援事業を実施をしておりますが、さらなる学力向上を目指すため、当事業を大幅に拡充することといたしました。市内すべての小中学校に市が独自に雇用する授業支援講師を配置し、ティームティーチングや習熟度別の指導を図るとともに、児童生徒の個人差を考慮した学習指導や少人数指導を展開するなど、児童生徒一人一人が確かな学力を身につけられるよう、実態に応じたきめ細かな教科指導などを展開をしております。

また、小学校4年生で実施していた学びの広場サポートプラン事業は、5年生を加え、2学年を対象に夏休み期間の補習授業を充実をしております。

さらに、児童の学力向上と学習意欲の高揚を図るために、小学校5、6年生を対象とした寺子屋事業を笠間・岩間・友部の3地区の公民館で引き続き開催をしております。

教育施設につきましては、安全性を最重要視し、平成27年度までに耐震化100%を達成するための施設整備に取り組んでおります。既に、小中学校の学校施設の耐震診断は全て完了しており、平成25年度におきましては、岩間第三小学校校舎と稲田小学校・宍戸小学校・笠間中学校の屋内運動場の耐震補強工事を実施するとともに、稲田中学校の校舎と佐城小学校・岩間第一小学校・岩間第二小学校の屋内運動場の耐震補強工事実施設計を行っております。これらの工事が完了しますと、耐震化率は、平成25年度末には91.3%となります。

新笠間学校給食センターにつきましては、徹底した衛生管理のもと、笠間地区10校の給食に加え、市内すべての小中学校の米飯を賄うことができる最新鋭の施設であります。子どもたちに安心・安全かつおいしい給食を提供をしております。

なお、平成25年度より、同センター並びに岩間学校給食センターの調理業務については、民間の専門的な技術の活用により、民間委託を実施をしております。

学校の適正配置につきましては、学区審議会の答申内容について、昨年5月から7月にかけて小学校14校で保護者や地域の皆様との意見交換会を開催をしております。いただいたご意見や答申をもとに、学校適正配置実施計画案を策定し、その内容について統合対象校の保護者への説明会を昨年12月に行い、統合時期や具体的な実施方法について理解を求めております。今後は、保護者や地域の意見を取り入れた学校適正配置実施計画

を4月中を目標に確定し、この実施計画をもとに、学校・保護者・地域間で構成する学校統合準備会を組織し、学校統合の実施に向けて協議を進めてまいります。

次に、文化振興についてであります。本市における文化施策を総合的・計画的に推進するため、専門家や有識者による計画策定委員会を組織し、笠間市文化振興基本計画を策定してまいります。

また、クールシェヴェール国際音楽アカデミーinかさまを引き続き開催してまいります。なお、フランスで行われているクールシェヴェール夏期国際音楽アカデミーは、次回から開催地の変更に伴い名称が変わるため、本市におきましても、平成25年度から名称を「かさま国際音楽アカデミー」に改めるとともに、内容をさらに充実させて開催をしてまいりたいと考えております。

今年度からの継続事業として実施をしてまいりました、笠間の偉大な先人たちの業績を紹介する「笠間の先人たち」の冊子を平成25年度に刊行いたします。子どもたちにも地元の偉人を知ってもらうため、学校教材の副読本としても活用をしてまいります。

また、笠間城の保存・整備を図るため、考古学や歴史学などの学術関係者などで組織した調査委員会を設置し調査を実施いたします。

笠間城は、関東地方には珍しい石垣を備えた山城であるとともに、鎌倉時代から明治時代の廃城期まで存続した貴重な城郭として知られております。しかし、これまで本格的な発掘調査や総合的な文献調査が行われていなかったことから、今回、調査を実施するものであり、これらの調査に基づき、今後、県及び国史跡の指定を目指してまいります。

次に、市内のスポーツ大会についてですが、かさま陶芸の里マラソン大会のマラソンコースを笠間地区から友部地区まで延長し、ハーフマラソンへの拡充を図るとともに、全国高等学校アムレスリング選手権大会や、県下中学校交歓笠間市駅伝大会を引き続き開催してまいります。

次に、体育施設についてですが、岩間B&G海洋センタープールについては、昨年5月の降ひょう被害による屋根の修復とあわせて、老朽化が進んでいる配管や、ろ過器などの全面的な改修を行います。

また、笠間市民体育館の利用が4月から再開されることから、これまで以上にスポーツの振興と健康の維持増進を図る場となるよう、指定管理者との連携を密に、サービスの向上に努めてまいります。

次に、国際交流の推進についてですが、元気かさま応援基金を活用し、青年海外派遣事業を過去3回実施しておりますが、昨年、この海外派遣事業の参加者により派遣者の会を結成をいたしました。この派遣者の会は、国際的な人材育成を目的としており、市が行う在住外国人等との交流事業を初め、各種事業に積極的に参加をしております。今後も派遣者の会を支援し、市と協働で国際交流事業を進めてまいります。

なお、平成25年度は、社会情勢を勘案しながら海外の派遣先を決定し、市内在住の社会

人を中心とした派遣事業を実施をしてまいります。

次に、人と地域、きずなを大切にした元気なまちづくりについて、説明を申し上げます。

まず、笠間支所につきましては、既存建屋の改修並びに、現在、司法書士事務所が置かれている隣接の市有地に駐車場を整備する工事を25年度から着手いたします。建屋の改修では、エレベーターの設置や防災拠点となる自家用発電設備を設置するなど、機能の充実を図り、先ほど申し上げましたように、平成26年初頭の開所を目指し、整備を進めてまいります。

教育委員会庁舎につきましては、平成25年度から建設に伴う地質調査及び設計業務を実施いたします。26年度に工事に着手し、27年4月の開設を目指し、整備を進めてまいります。

次に、協働のまちづくりについてであります。協働のまちづくり推進のため、市民と職員が参加する勉強会を開催し、協働のまちづくりの浸透を図ってまいります。協働推進委員会を設置して、協働に関する取り組みや推進状況を市民と行政が相互に確認する協働体制の構築を図ってまいります。

さらに、市民活動や地域コミュニティー活動の交流拠点となる地域交流センターについては、友部地区・岩間地区に設置することとし、平成25年度は、基本設計を実施してまいります。基本設計を進めるに当たり、議会、区長会、地域活動団体、NPO団体等との協議を行い、これらの意見を設計に反映してまいります。

地域ポイント制度につきましては、昨年の社会実験を通して、対象事業の選定や有効性などを検証してまいりましたが、新たな人材の発掘や地域活動に参加する機会がふえることが期待されることから、平成25年度から健康ポイントやエコポイントなどに対象を広げ、本格的に進めてまいります。

また、地域コミュニティーの推進につきましては、地域の課題は地域みずからが解決に向けて取り組むことが重要であるため、地域の課題に取り組む自治会や行政区を支援する仕組みづくりを検討をしてまいります。

次に、男女共同参画の推進であります。平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする第2次笠間市男女共同参画計画に基づき、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指してまいります。

次に、事務の効率化を図る一環として、会計の決済処理の迅速化を図るため、平成25年度からの支払い決済について、財務会計システムを活用する電子決済を導入いたします。特に支所等の各出先機関の決済事務は、今まで以上に事務効率の向上が図られると考えております。会計事務の電子決済は、本県でも本市が最初の取り組みとなります。

次に、行政経営に対する取り組みについてであります。行財政改革につきましては、第2次笠間市行財政改革大綱に基づき、三つの柱である「市役所の変革」「市民協働・公民連携の推進」「財政基盤の確立」に引き続き取り組んでまいります。

指定管理者制度につきましては、新たに策定した笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインに基づき、団体の持つ特性を十分生かしながら、指定期間全体を通じた効果の検証に目を向け、施設の管理運営と制度運用のさらなる改善に向けたマネジメントサイクルを確実なものとしてまいります。

行政評価につきましては、施策評価を本格実施し、総合計画の進行管理を行うとともに、限られた行財政資源の有効活用と施策等の重点的な展開を図るため、施策の点検・検証を行い、その結果をわかりやすく市民に公表してまいります。また、外部評価を引き続き実施し、職員の意識改革や事務事業の改善につなげてまいります。

情報政策につきましては、情報システムの最適化診断を行い、ICT、情報通信技術を活用した行政事務の高度化・効率化を検証し、経費の削減と事務手続の簡略化、時間の短縮などにより、一層のサービス向上に取り組んでまいります。

以上が主要な施策の概要についてであります。

ただいま申し上げました笠間市総合基本構想の六つの柱を基本に、議会並びに市民の皆さんと真摯に議論を重ねて、手を携えながら職員一丸となって、本市の将来像である「みんなでつくる文化交流都市」を実現してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今定例会におきましては、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてを初めとする議案50件、平成24年度水戸笠間地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び専決処分の報告4件のご審議をお願いするものであります。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、平成25年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） お疲れさまでした。

3番小磯節子君が着席をいたしました。

これより暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第8、委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。

本案は、笠間市行政組織機構等の見直しに伴い、改正が必要となったため提案するものであります。

改正内容でございますが、別表新旧対照表をごらんください。

笠間市議会委員会条例（平成18年笠間市条例第208号）第2条1号中、キの「監査委員会」を「監査委員」に改め、同条2号中、エに「市立病院の所管に関する事項」を加えるものであります。

なお、これらの改正につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、会議規則14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより委員会提出議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（小藺江一三君） 日程第9、認定第1号、平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定に関する議案であり、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、監査員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容については、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査及び認定につきましては、事務組合が平成24年10月31日をもって解散をしたため、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定によりまして、事務を承継した市町村長において監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書2ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1款財産収入の収入済額1億2,166万6,778円は、不動産及び財産売り払い収入等であり、2款繰入金8,179万7,930円は、財政調整基金繰入金が主なものであります。

続いて、4ページの歳出の主なものについて申し上げますが、2款総務費の支出済額1,889万7,222円は、報酬、職員人件費及び負担金等であり、4款諸支出金2億5,170万円につきましては、解散に伴う構成市町村への返還金であります。

次に、15ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億7,658万3,000円、歳出総額は2億7,540万2,000円で、歳入歳出差引残額は118万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は118万1,000円となります。

なお、決算剰余金及び組合の解散後に収入した源泉所得税の誤払い分を合計した121万1,087円につきましては、平成23年度の分布金負担割合により関係市町村に配分され、笠間市には14万6,395円が配分され、補正予算に計上したところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号 会議規則第37条第3項の規定により、委員



会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより認定第1号 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（小藺江一三君） 日程第10、議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてより、議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号から議案第5号で提出しております笠間市政治倫理審査会の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、政治倫理確立のために設置する審査会の委員について、同条第3項の規定により、専門知識を有する委員として、弁護士の篠崎和則氏、税理士の矢田日出一氏の2名、また、公募による委員として、川嶋宏明氏、山口致辰氏及び飯野千賀子氏の3名、合わせて5名の選任について、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて、ないし議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第11、議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてより、議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第6号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げます。

附則に、第11項として次の1項を加えるものであります。平成25年4月1日から平成26年3月31日までにおける市長及び副市長の給料月額を、第3条の規定にかかわらず、次の各号のとおり減額するものであります。

第1号として、市長については、第3条に規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を72万円とするものでございます。

第2号として、副市長については、第3条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものであり、72万円を68万4,000円とするものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第7号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げます。

附則に、第8項として次の1項を加えるものであります。これらも、先ほど市長、副市長と同様に、教育長の給料月額を減額する規定でありまして、平成25年4月1日から平成26年3月31日までにおける教育長の給料月額を、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものであります。65万円から61万7,500円にするものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2件については、一括して採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号及び議案第7号の2件については一括採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第12、議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等を定める条例につきまして、報酬の額を日割りで支給できる規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第8号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、市議会議員の報酬の支払い方法につきまして、日割りで支給する規定を追加するものでございます。

議案書の新旧対照表をごらんください。

改正案中、第2条及び第3条につきましては、日割り計算の規定を追加する上での文言の整理でございます。

第3条の2につきましては、月額で支給されております議員報酬につきまして、月の途中に就任する場合、または月の途中で退任する場合の支払い方法につきまして、日割りで支給する規定を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより議案第8号について採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第13、議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定める条例におきまして、報酬の額を日割りまたは月割りで支給できる規定を追加するほか、交通安全教育指導員の報酬の額を改め、消費生活センター相談員の項を削り、笠間市「人・農地プラン」策定検討委員会委員及びセフティサポーターの報酬額を追加するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページにあります新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の改正につきましては、先ほどの市議会議員の報酬の支払い方法の改正とも関連いたしますが、当市における非常勤特別職の報酬につきましては、日割りまたは月割りで支給する規定を追加するものでございます。

第1条第2項につきましては、報酬支払いの対象期間につきまして、特別職に就任した日から退任する日までとする内容を明確にする内容でございます。

また、同条第3項の規定につきましては、報酬を年額で支給するものについて、年度の途中に就任する場合、または年度の途中で退任する場合の支払い方法につきまして、月割りで支給する規定を追加するものでございます。

さらに、同条第4項につきましては、報酬を月額で支給するものについて、月の途中に

就任する場合、または月の途中で退任する場合の支払い方法につきまして、日割りで支給する規定を追加するものでございます。

続いて、新旧対照表の3ページをごらんください。

別表中、まず、交通安全教育指導委員の項につきましては、報酬の額を現行の日額4,500円から5,800円に改正するものでございます。職名、区分、旅費の額につきましては、現行と変更はございません。

次に、消費生活センター相談員の項につきましては、笠間市消費生活センターの外部委託に関連し、削除するものでございます。

また、笠間市農業振興地域整備促進協議会委員の項の次に、笠間市「人・農地プラン」策定委員会委員の項を追加いたします。報酬の額は日額4,500円、旅費の額は副市長相当分でございます。

続いて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員の項の次に、セフティサポーターの項を追加いたします。報酬の額は日額2,000円、旅費の額は一般職相当分でございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第14、議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、広域利用に供する笠間市総合公園施設の一部で名称の変更が生じたことに伴い、改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第10号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実

施のための特例条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

参考資料の条例改正新旧対照表をごらんください。

別表第1及び別表第2は、県央地域首長懇話会を構成する9市町村における公の施設の広域利用に関する協定に基づく広域利用の対象施設等を表示してありますが、そのうち、笠間市総合公園の庭球場の名称をテニスコートに変更する笠間市都市公園条例の一部改正が行われたため、同条例を引用する施設名称を改正するものであります。

また、第1条例中に、重複して表記される条例制定年番号のうち、2回目以降を省略するものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は本年4月1日に施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第11号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第15、議案第11号 笠間市情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市情報公開条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第11号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、本年4月に施行される国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律によりまして、国有林野事業特別会計が廃止され、一般会計で事業が行われ、国の経営する企業が存在しなくなることから、笠間市情報公開条例、笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例、及び笠間市農業集落排水事業分担金徴収条例で、国の経営する企業に類する表示を削除するものです。



新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。

右側の現行第8条中段にありますアンダーラインの「市又は国等が経営する企業」を、今回の法施行により国が経営する企業がなくなることから表現を修正し、「独立行政法人等、若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方行政独立法人」に改めるものです。

3ページにあります2カ所の訂正は条文の整理をあわせて行ったものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

中段にあります「国又は」の表現を削るもので、5ページにつきましても、中段のアンダーラインにある「企業」という表現を、号を分け整理したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ちょっと言い誤りがありましたので、訂正させていただきます。

「地方行政独立法人」と申し上げましたが、正しくは「地方独立行政」でございます。訂正させていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後の会議は1時より再開いたします。

午後零時02分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

## 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第16、議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市単独事業として行っている医療福祉費の支給対象年齢を中学校3年生まで拡大するため、改正を行うものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 議案第12号、笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、笠間市後期基本計画の重点施策の一つである健康都市づくりの一環として、現在、小学6年生までのマル福対象年齢を中学3年生まで拡大するものであります。

内容については、新旧対照表により説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、現行の定義の第2条中、第3号の児童について、内容を整理し改正案の第3号とするものであります。今回、支給年齢の拡大により、第3号の次に、第4号として中学生の区分名称として「生徒」を加えるものであります。

現行の第4号から第6号を、改正後は第5号から第7号へ改めます。

次に、4ページになります。

現行の控除額の支給の中の第4条の2、第1項のただし書きの部分を、改正後は、「生徒には支給しない」と改める。この内容は、今回新たに支給対象となる中学生には、県の一部負担の考え方にに基づき、医療機関ごとに外来1日600円、月2回が限度になります、入院1日300円、月3,000円が限度になります。食事療養標準負担額について、一部負担をいただくものであります。

現行第4条の2、第1項のただし書きの条文について、改正後の第2項、「前項の規定にかかわらず、対象者が妊産婦、小児、児童、児童対象年齢までの母子家庭の児童、父子家庭の児童、重度心身障害者等である場合は、標準負担額については全額を支給する」に改めるものであります。

次に、第5条第1項第2号中の「幼児」を「小児」に、「並びに」を「及びに」改めるものであります。

次に、5ページになります。

第3号中、「(以下同じ)」を、「以下この号において同じ」と改め、第3号の次に、改正案のとおり第4号を加え、第4号を第5号とし、第5号を第6号に改めます。

次に、第5条第2項、ただし書きの中の前項第3号を前項第5号に改めます。

次の6ページになります。

前項第4号を前項第6号に、それから、ひらがなの「あたって」を漢字の「当たって」に改めるものであります。

2ページにお戻りください。

附則において、この改正条例は、平成25年4月1日から施行するものであり、改正前の診療に関する医療費支給については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

### 議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第17、議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を定める必要があるため、制定するものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 議案第13号 笠間市新型インフルエンザ等対策本部条例についての内容を説明いたします。

本条例を制定する根拠であります新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、新型インフルエンザ等が、全国的かつ急速的に蔓延し、かつ、これにかかった場合の症状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における措置、緊急事態措置、その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより対策の強化を図り、発生時において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、平成24年5月11日に公布されたものであります。そして、この法第37条の準用規定により、市町村対策本部に関し、必要な事項は市町村の条例で定めると規定していることから、本条例を制定するものであります。

条例につきましては、第1条に趣旨、第2条に組織、第3条に会議、第4条に部、第5条には委任についての規定を設けております。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、平成24年5月11日の公布の日から1年を超えない範囲内の政令で定める日に施行するとしていることから、本条例令についても、法施行と時期を合わせ、法附則第1条の政令で定める日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第18、議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第14号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正については、東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が平成25年1月17日に施行されました。

その改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

東日本大震災に係る災害援護資金の貸し付けに当たって、当該震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は、これにより算定することを可能とすることが政令14条第3項に加えられたことによりまして、附則第4項中、「第14条第7項」を「第14条第8項」と改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第19、議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第15号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されました。これに伴い、条例の一部を改正するものであり、その改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第1条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第20、議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第16号 笠間市道路占用料徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正により、引用している条文の繰り下げが行われたため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

まず、笠間市道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、別表、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件の部中、「第7条第2号」を「第7条第4号」に改めるものでございます。

3ページをごらん願います。

続きまして、笠間市法定外公共物管理条例の一部改正につきましては、別表備考5を、「Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第21、議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県都市公園条例の一部改正に伴い、笠間芸術の森公園内にある有料公園施設の管理について、市の条例で定めることとなったため制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第17号 笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例について、ご説明申し上げます。

茨城県都市公園条例の一部改正に伴い、笠間芸術の森公園内にある有料公園施設の管理について、市の条例で定めることとなったため、本条例の制定を行うものでございます。

本文についてご説明いたします。

第1条に趣旨、第2条に有料公園施設、第3条に使用料、第4条に使用料の減免、第5

条に使用料の返還を定めるものがございます。

また、附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第18号 笠間の家設置及び管理に関する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第22、議案第18号 笠間の家設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第18号 笠間の家を設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第18号 笠間の家を設置及び管理に関する条例について、ご説明申し上げます。

昨年6月、故里中英人氏の遺族から寄附されました笠間の家（笠間市）の改修工事が、今年度中に完了することから、笠間の家（笠間市）の設置及び管理に関する条例を制定するものがございます。

第1条の設置では、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品である旧里中英人邸の保存及び活用と地域活性化及び都市住民との交流の促進のため、笠間の家を設置すると定義づけするものです。

第2条は、名称及び位置について、第3条では、管理の方針について、第4条については、地域活性化の促進や笠間市の産業振興に資する工芸品の制作・展示及び販売など、笠間の家（笠間市）の業務に関する内容を明記しております。

第5条は、開館時間及び休館日、第6条では、入場料についての内容でございます。

第7条は、撮影の許可等についてでございます。

第8条、第9条及び第10条は、この笠間の家を使用する場合の使用許可や、その使用料及び使用料の減免についての条項でございます。

第11条は、使用に当たり、施設や備品等を毀損した場合の内容でございます。

次に、第12条は、この笠間の家を指定管理者に管理させることができるとする内容でござ

ございます。

第18条は、条例施行において、必要な事項は規則で定めることとしております。

次ページの附則につきましては、施行期日を規則で定める日から施行し、笠間市公共施設の暴力団排除に関する条例の別表中、笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の次に本条例を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

失礼しました。「第13条」を「18条」と言い間違えましたので訂正をいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第20号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第21号 笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例について

議案第22号 笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例について

議案第23号 準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について

議案第24号 笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例について

議案第25号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第26号 笠間市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第23、議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、ないし議案第26号 笠間市都市下水路管理条例の一部を改正する条例についての8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてから、議案第26号 笠間市都市計画下水路管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の改正により、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権が拡大され、これまで関係政令で定めていた基準を市の条例で定めることと



なったため、制定及び改正を行うものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○市長（山口伸樹君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、議案第19号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は、平成23年5月2日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、これまで国の法令で定めていた施設等の設置管理基準が自治体の条例へ委任されたことにより定めるものであります。

条例、まず2ページをお開き願いたいと思います。2ページに、第1章総則、次に、4ページ、第2章に、日中・夜間を通じて定期的に巡回する訪問介護及び看護師等による訪問看護が一体となったサービスを提供する定期巡回随時対応型訪問介護看護、次に、26ページ、第3章に、夜間に定期的に巡回する訪問介護と、随時の訪問介護を受けることができる夜間対応型訪問介護、33ページ、第4章に、認知症の方がデイサービスを利用し、食事、入浴、機能訓練などの日常生活の介助サービスを受ける認知症対応型通所介護、45ページ、第5章に、事業所への通いや泊り、自宅への訪問等のサービスを柔軟に提供する小規模多機能型居宅介護、60ページ、第6章に、認知症の方が介助を受けながら共同生活を送る認知症対応型共同生活介護、71ページ、第7章で、小規模な有料老人ホーム等で生活介護を受けられる地域密着型特定施設入居者生活介護、82ページ、第8章は、自宅で生活が困難な方が特別養護老人ホームで生活介護を受けられる地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、109ページ、第9章では、小規模多機能型居宅介護と訪問介護により、一体的にサービスを提供する複合型サービスについて、それぞれ基本方針、人員、設備及び運営に関する基準等を、そして、118ページ、第10章に、雑則を規定しているところであります。

笠間市の独自基準として、非常災害対策における食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の整備、災害時要援護者等の受け入れ等に関する市との災害協定の締結について努めるものとするを、第76条及び第102条に規定し、記録の整備については、それぞれの事業において完結の日から5年間保存するものとするものであります。

また、第152条で、低所得者の利用を考慮し、低廉な自己負担で利用できる多床室の整備を可能とするよう定めたものであります。

なお、この条例については、平成25年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、本条例では、指定認知症対応型生活介護事業所、認知症高齢者グループホームについては、1ユニット9人まで、2ユニットを基準としておりますが、現にそ

れを超えているものは、規定にかかわらず有することができるものと規定するものであります。

続いて、議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましても、地域主権改革一括法により、これまで国の法令で定めていた施設等の設置管理基準が自治体の条例へ委任されたことにより定めるものであります。

2ページ、第1章に総則、3ページ、第2章に、居宅要支援者で認知症の方が施設に通所し、日常生活上の支援と機能訓練を受けられる介護予防認知症対応型通所介護、22ページ、第3章に、居宅要支援者が通いを中心に、訪問、宿泊を組み合わせサービスを受けられる介護予防小規模多機能型居宅介護、39ページ、第4章に、要支援者で認知症の方がグループホームにおいて生活上の支援と機能訓練を受けられる介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれ基本方針、人員、設備、運営及び効果的な支援の方法に関する基準等を規定し、50ページ、10章に雑則を規定しているところであります。

笠間市の独自基準として、非常災害対策における食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備、災害時要援護者の受け入れ等に関する市との災害協定の締結について努めることとすることを規定し、記録の整備については、完結の日から5年間保存するものと定めたものであります。

なお、この条例については、平成25年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、本条例では、指定認知症対応型生活介護事業所、認知症高齢者グループホームについては、1ユニット9人まで、2ユニットを基準としておりますが、現にそれを超えているものは、規定にかかわらず有するものができるものと規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 地域主権一括法の改正に伴い、都市建設部所管の議案第21号から議案第24号までの4件を一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

これまで、国が一律で定めていた基準、道路構造令を参酌し、本条例の制定を行うものでございます。

主な内容といたしましては、道路を新設し、または改築する場合における道路の一般的技術的基準第1条から第43条を定めるものでございます。なお、参酌基準である道路構造令の市道部分についてのみ抜粋し制定いたします。

また、笠間市独自の基準といたしましては、第11条第3項にあります歩道について、歩道の幅員については2メートル以上とするとされておりますが、地形の状況その他の理由により、やむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができるいたします。

また、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第22号 笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

これまで国が一律で定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の基準を参酌し、本条例の制定を行うものでございます。

本文についてご説明します。

第1章、総則の第1条に趣旨、第2条に定義、第2章、歩道等の第3条から第10条において、歩道の幅員、舗装の種類、勾配等の設置基準、第3章、立体横断施設の第11条から第16条において、立体横断施設の種類、構造及び傾斜路、通路、階段の構造の基準、第4章では、乗合自動車停留所の第17条に通路、第18条にベンチ及び上屋の基準、第5章では、自動車駐車場の第19条から第20条において、障害者用駐停車施設、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、便所の構造の基準、第6章、移動等円滑化のために必要なその他の施設等の第30条から第33条において、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設の設置基準を定めるものであります。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第23号 準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

これまで、国が一律で定めていた河川管理施設等構造の基準であります。河川管理施設等構造令の基準を参酌し、本条例の制定を行うものでございます。

本文についてご説明いたします。

第1章、総則の第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第2章、堤防の第3条から第14条において、材質、構造、護岸、管理用通路の構造の基準、第3章、床どめの第15条から第18条において、床どめを設置する場合の護床、護岸、魚道の構造基準、第4章、堰の第19条から第28条において、構造、ゲートの構造、高さ、管理施設、護床工等の基準、第5章水門及び樋門の第29条から第36条において、構造、断面形、ゲートの構造、高さ、管理施設、護床工等の基準、第6章、橋の第37条から第44条において、橋台、橋脚、径間長、けた下高、護岸等の設置の基準、第7章、伏せ越しの第45条から第49条において、構造及びゲート等の設置基準、第8章、雑則の第50条から第52条において、本条例の適用除外及び消火栓の特例を定めるものであります。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第24号 笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の制定につい

て、ご説明申し上げます。

これまで、国が一律で定めていた道路標識の寸法等について、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の基準を参酌し、本条例の制定を行うものでございます。

本文について、ご説明いたします。

第1条に趣旨、第2条に用語、第3条に案内標識及び警戒標識の寸法、第4条に案内標識及び警戒標識の文字の大きさ、第5条に補助標識の寸法を定めるものであります。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第25号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法の改正により、これまでの下水道法、また、政令で規定していた公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準等について、条例で定めることとなったため所要の改正を行うもので、新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

現行の目次でございますが、第4章の次に、第5章、公共下水道の技術上の基準を追加いたします。

現行「第5章雑則」を「第6章雑則」とし、「第6章罰則」を「第7章罰則」に順次繰り下げます。

第8条第2項中、第1項の「(昭和45年法律第138号)」を削ります。同項第2号「第2項」を「第2号」に改正いたします。

5ページをお開き願います。

第4章の次に、「第5章公共下水道の技術上の基準」を追加し、また、「第20条公共下水道の構造の基準」を追加します。

第21条「排水施設及び処理施設に共通する構造の基準」を追加し、各施設について共通する構造または環境の保全、または人の健康の保護に対する処置を定めることとしております。

6ページをお開き願います。

第22条「排水施設の構造の基準」を追加し、排水施設の構造または流下する下水に対する処置を定めることとしております。

第23条「処理施設の構造の基準」を追加し、終末処理場に関する構造または生活環境及び人の健康に対する処置を定めることとしております。

7ページをお開き願います。

第24条「適用除外」を追加し、下水道法施行令第3条事業計画等の決定及び変更について、仮設または非常災害時の応急処置は同条の適用から除外することを定めることとしております。

第25条「終末処理場の維持管理」を追加し、終末処理場に関する維持管理における具体的な処置を定めることとしております。

7ページから8ページにかけてでございますが、右側でございます変更条例第5章中、第20条から29条までを第26条から第35条とし、第6章に改正いたします。現行条例の第6章を第7章に改定いたします。同章の第30条を36条に改定いたします。同条中にあります第7号の第20条を第26条に改正いたします。同じく、第8号の25条を第31条に改定します。第9号の第22条を第28条に改定し、第5条第2項本文を第5条第2項とし、本文を削除いたします。

9ページをお開き願います。

31条及び32条を37条及び38条と改定いたします。

なお、附則としまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第26号 笠間市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

改正する法案は、地域の自立性及び自主性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法の改正により、これまでの政令で規定していた都市下水路の維持管理の基準について条例で定めることとなるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表を用いてご説明させていただきたいと思っておりますので、新旧対照表をお開き願います。

13条の次に、第14条都市下水路の維持管理の基準を追加し、都市下水路のしゅんせつを行うことについて定めることとしております。

現行の第14条は第15条として繰り下げることとなります。

なお、附則としまして、平成25年4月から施行するものでございます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第27号 工事委託契約の変更について

（常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第24、議案第27号 工事委託契約の変更について（常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 工事委託契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事において、契約金額に変更が生じたため、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第27号 工事委託契約の変更について、ご説明申し上げます。

岩間駅橋上駅舎及び東西自由通路「あいろーど」につきましては、東日本鉄道旅客株式会社水戸支社と工事委託契約を平成22年3月19日に締結し、整備を進めてきたところでございます。

これらの施設につきましては、平成24年7月24日に供用を開始し、その後、旧駅舎の撤去及び西口の整備等を進めてきて、委託契約に基づく工事がすべて完了し、額が確定いたしましたので、今回契約金額の変更を行うものでございます。

契約金額につきましては、11億2,321万5,000円から410万9,902円を減額し、11億1,910万5,098円へ変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小藺江一三君） 日程第25、議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、当該協議について、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について、内容をご説明申し上げます。

県央地域首長懇話会を構成する9市町村におきまして、協定に基づき、それぞれ設置する公の施設の相互利用を行っておりますが、このたび、協定対象施設の削除及び名称変更がありましたので、新たに協定を締結する必要がございます。

協定の対象施設から削除する施設につきましては、那珂市の那珂総合公園のプール、瓜連テニスコート及び城里町の城里町桂運動公園の野球場であります。

削除する主な理由は、震災被害等で施設が使用できなくなったことなどであります。

次に、協定対象施設の名称変更につきましては、先ほど議案第10号で提案しました、笠間市総合公園の庭球場がテニスコートに名称を変更することです。

今回の協議につきまして、県央地域首長懇話会を構成する9市町村の議会において、それぞれ議決した上で、速やかに各市町村課において協定の締結を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について

○議長（小藺江一三君） 日程第26、議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置することに伴い、関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法第252条の2第3項の規定による議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についての理由を説明申し上げます。

消防業務に係る無線施設及び消防指令施設については、従来、各消防本部が単独で整備し、その主要な業務として、119番通報の受信、出動指令のほか、無線運用などの消防隊、

救急隊の出動から現場活動、帰署までの消防救急活動に必要なあらゆる情報管理を行ってまいります。この情報管理より出動部隊の運用管理が円滑となるため、当該業務は消防救急活動を行う上で欠かせない機能となっております。

しかし、昨今では、地震、台風、竜巻などの大規模かつ広域に発生する災害が頻発しております。また、多種多様の特殊災害等も懸念されております。

このような状況において、より迅速で的確な消防救急業務等が求められているとともに、大規模災害等において、近隣市町村に対し、迅速かつ集中的な広域応援を要請しなければならないなど、個々の消防本部では十分に対応ができない状況が見受けられております。

また、消防救急無線は、平成28年5月までに、現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行しなければならないとされております。このため、消防庁では、平成17年7月15日付消防庁次長通知、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について、都道府県を単位としまして、消防救急無線を広域化・共同化し、また、消防指令業務も共同化することを検討すべきとして、各都道府県が各市町村及び消防本部と協議の上、両業務に係る整備計画を作成するよう通知されたところであります。

この通知を受けまして、平成19年3月、茨城県が消防本部と協議の上、市町村長の意見を踏まえた消防救急無線及び消防指令業務に係る整備計画を策定し、検討が進められてまいりました。

さらに、平成23年8月、市町村長会議において、茨城県消防救急無線指令センター整備推進協議会の設置が承認されまして、これまでさまざまな協議が進められてまいりました。検討した結果、無線整備及び指令センターを、現在の消防本部ごとに設置する場合と比べまして、消防力の効果的運用や整備費用に軽減効果があり、住民サービスの向上や行財政の効果に多くの有効性が認められることから、平成28年6月1日からの運用開始に向けて、消防救急無線及び消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、規約を制定し、茨城県13市4町及び5一部事務組合で、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置するについて、地方自治法第252条の2第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。2時より再開いたします。

午後1時50分休憩

---

午後2時02分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---



- 議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第8号）  
議案第31号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第32号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第33号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第34号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第35号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第36号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第37号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）  
議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小藺江一三君） 日程第27、議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、ないし議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から、議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成24年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計6会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第30号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

本補正予算は、年度末に当たり、額の確定等に伴うものや国の緊急経済対策等により、平成25年度以降に実施する予定であった事業を前倒しで追加計上するものが主なものでございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,428万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億8,862万7,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費補正は、笠間学校給食センター整備事業の完了に伴い、平成24年度の年

割額を減ずるものでございます。

9ページをごらんください。

第3表の繰越明許費補正、1追加は、国の経済対策により前倒しする事業等を含めて、翌年度への繰り越し事業として、本庁舎玄関ホールデザイン設計事業ほか、11ページにわたり全43件、金額で20億6,125万2,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

2変更につきましては、笠間地区浸水対策事業の繰越額を変更するものでございます。

12ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正の1追加は、定期予防接種ワクチン購入ほか7件につきまして、平成25年度の業務を執行するに当たり、平成24年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

13ページをごらんください。

2変更は、公会計基準モデル導入支援業務委託については、入札による額の確定、宍戸小児童クラブ運営業務委託については、障害児入所に伴う指導員の増により、それぞれ限度額の補正をするものでございます。

14ページをお開きください。

第5表の地方債補正ですが、1の変更については、次の15ページにわたり、市道整備事業債、幹線道路整備事業ほか12事業債について、事業費の変更などにより、起債限度額の補正をするものでございます。

16ページをお開きください。

2廃止は、起債対象事業費の精査により、単独災害復旧事業債、公共土木施設等5月災害ほか4件について廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、19ページをお開きください。

1款市税、4項市たばこ税、1目市たばこ税1,800万円の減は、決算見込みにより減額補正するものでございます。

20ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、2項手数料の2目衛生手数料1,339万円の増は、1節塵芥処理手数料で、確定見込みによる一般廃棄物処理手数料1,080万円の増が主なものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金1億2,688万8,000円の減は、確定見込みにより、3節児童福祉費負担金の子ども手当負担金で、5,697万円1,000円の減、児童手当負担金で6,479万7,000円の減などが主なものでございます。

21ページをごらんください。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金3億6,529万6,000円の増は、国の緊急経済対策等により、1節道路橋りょう費補助金で2億9,338万円、次の22ページをお開きいただきまして、上段にあります2節都市計画費補助金で4,387万2,000円、3節住宅費補助金で2,804

万4,000円、それぞれ増額補正するものでございます。

5目教育費国庫補助金1億5,179万9,000円の増は、国の予備費により措置された小中学校の耐震補強事業の補助として、1節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金で1億1,210万1,000円、2節中学校費補助金の学校施設環境改善交付金で4,087万7,000円をそれぞれ増額するものが主なものでございます。

23ページをごらんください。

8目総務費国庫補助金の5,000万円の増は、この後、歳出に計上されております旧井筒屋旅館の運営事業者が行う施設整備に対する補助の財源として、地域経済循環創造事業交付金、緊急経済対策ですが、これを計上するものでございます。

15款県支出金、1項県負担金の2目民生費県負担金2,994万1,000円の減は、確定見込み等により、1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定事業負担金で1,109万6,000円の減、3節児童福祉費負担金の子ども手当負担金で444万5,000円の減、児童手当負担金で1,555万9,000円の減などが主なものでございます。

24ページをお開きください。

2項県補助金、4目農林水産費県補助金の4,557万6,000円の増は、国の緊急経済対策等により、1節農業費補助金の下段にあります農山漁村活性化プロジェクト交付金、大古山ですが、5,240万円の計上が主なものでございます。

27ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金については、充当事業の確定見込みや財源組み替えに伴い、補正するものです。

4目義務教育施設整備基金繰入金の3,029万5,000円の減は、小中学校の耐震診断事業を復興まちづくり基金に組みかえることによる減、11目復興まちづくり基金繰入金の191万6,000円の減は、義務教育施設整備基金からの財源組みかえによる増と、本庁舎非常用自家発電装置設置事業を翌年度に実施することによる減等によるものでございます。

28ページをお開きください。

20款諸収入、4項雑入の4目過年度収入1,980万6,000円の増は、子ども手当交付金、国分の精算金1,929万1,000円が主なものでございます。

5目雑入4,803万5,000円の増は、次の29ページをごらんいただきまして、3行目のエコフロンティアかさま地域振興交付金において、処分地埋め立て料の増により3,700万円を増額するものと、下段にあります福島原子力損害に対する東京電力賠償金513万8,000円を計上するものなどが主な理由でございます。

30ページをお開きください。

21款市債、1項市債、6目教育債9,690万円の増は、1節小学校債では、事業費の確定により、稲田小学校施設整備事業債2040万円の減、友部第二小学校施設整備事業債1,400万円を減するものと、国の予備費により前倒しで実施することとなった稲田小学校屋内運動場

整備事業債2,860万円、宍戸小学校屋内運動場整備事業債5,080万円、岩間第三小学校施設整備事業債1億190万円を計上するものでございます。

2節中学校債では、同じく国の予備費により前倒しで実施することとなった、笠間中学校屋内運動場整備事業債5,720万円を計上するものでございます。

4節保健体育債では、事業費の確定により、笠間学校給食センター整備事業債1億720万円を減するものでございます。

続いて、歳出の主なものですが、32ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費2,844万5,000円の減は、本庁舎の非常用自家発電設備工事を教育委員会庁舎の建設を見据えた上で事業内容を見直すため、翌年度に実施することとしたことにより、15節工事請負費の非常用自家発電設備工事費3,000万円を減額することが主なものでございます。

35ページをお開きください。

14目基金費2億9,278万3,000円の減は、今回の補正の財源調整から財政調整基金積立金を2億9,659万2,000円減額するものが主なものでございます。

36ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費2,664万3,000円の減は、次の37ページをごらんいただきまして、28節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金で1,545万8,000円の減、介護保険特別会計繰出金で1,006万6,000円の減が主なものでございます。

次の38ページをお開きください。

5目医療福祉費2,134万1,000円の増は、20節扶助費の医療扶助費2,142万9,000円の増が主なものでございます。

40ページをお開きください。

2項児童福祉費、2目母子福祉費の2,001万8,000円の減は、20節扶助費で児童扶養手当の支給見込みにより減額するものでございます。

41ページをごらんください。

4目子ども手当費の4,657万円の減は、20節扶助費で子ども手当の支給額の確定により減額するものでございます。

6目児童手当費の9,694万円の減は、20節扶助費で支給見込みにより、児童手当9,591万5,000円を減額するものが主なものでございます。

44ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費1,332万2,000円の減は、実績見込みにより、13節委託料のごみ指定袋作成委託料で515万1,000円の減、一般廃棄物処理委託料で2,337万3,000円の減、25積立金の地球温暖化防止等事業基金積立金で1,437万円を増額するものが主なものでございます。

4目エコフロンティアかさま対策費の2,568万7,000円の増は、事業費の見込みにより、

15工事請負費の補修工事で558万円の減、19節負担金補助及び交付金の福田地区地域振興整備補助金で486万1,000円の減、次の45ページになりますが、25節積立金で、処分地埋め立て量の増により、交付金が増になったことなどに伴いまして、福田地区地域振興整備基金積立金3,730万8,000円の増が主なものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の2,347万2,000円の減は、次の46ページをお開きいただきまして、19節負担金補助及び交付金で、前倒しで実施する多目的防災網設置費の補助金として、下から5行目にありますいばらきの園芸産地改革支援事業補助金310万4,000円を増額するものと、次の47ページ、上段になりますが、事業費の確定見込みにより、担い手対策強化促進事業補助金で426万4,000円の減、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で822万4,000円を減額するものが主なものでございます。

次の48ページをお開きください。

6目農地費の1億986万円の増は、国の緊急経済対策による農業体質強化基盤整備促進事業、山根池と、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、大古山などにより、13委託料の設計業務委託料で690万円、15節工事請負費の施設整備工事費で7,371万円、ため池整備工事費で1,579万2,000円それぞれ計上したことと、19節負担金補助及び交付金で、次の49ページになりますが、同じ緊急経済対策により実施する経営体育成基盤整備事業、箱田中央地区と友部地区の県への負担金として、経営体育成基盤整備事業負担金で1,564万円の計上が主なものでございます。

51ページをお開きください。

6款商工費、2項観光費、3目観光施設費の9,561万9,000円の増は、国の緊急経済対策により実施する（仮称）観光交流センター「石の百年館」整備事業などにより、13節委託料の測量設計等委託料で1,113万円、15節工事請負費の施設整備工事費で7,350万円を計上することと、笠間地内つつじ公園に隣接いたしますあじさい公園の老朽化した休憩施設、あずまやの取り壊し費用として、施設解体撤去工事399万円、当該土地を土地開発基金で保有しているため、一般会計で買い戻す費用として、17節公有財産購入費で796万8,000円の計上が主なものでございます。

53ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路維持費の3億4,505万円の増は、国の緊急経済対策による幹線道路等の維持補修として、13節委託料の測量設計等委託料で650万円、15節工事請負費の道路舗装工事費で3億4,100万円の計上が主なものでございます。

4目幹線道路整備費8,564万5,000円の増は、国の緊急経済対策による来栖本戸線や市道（友）1級11号線などの整備事業として、15節工事請負費の道路新設改良工事費で1億4,174万9,000円の増が主なものでございます。

5目狭あい道路整備等促進費の1,624万円の増は、次の54ページをお開きいただきまして、国庫補助金の増に伴い、市道（友）2級2号線、中市原の事業費として、上段にあります

15節工事請負費の道路新設改良工事費で1,990万6,000円を増額補正するものが主なものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費の4,443万1,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で、歳入でも申し上げましたが、旧井筒屋旅館運営事業者が行う施設整備に対する補助として、地域経済循環創造事業補助金5,000万円の計上が主なものでございます。

55ページをごらんください。2目街路事業費の1億2,007万7,000円の増は、15節工事請負費で、国の緊急経済対策により、笠間稲荷神社門前通り整備事業等による道路新設改良工事費で8,590万円の増、岩間駅東大通り線整備事業延伸部の工事請負費で3,600万円の増が主なものでございます。

3目公共下水道費の2,380万6,000円の減は、事業の確定見込みにより、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

56ページをお開きください。

5項住宅費、1目住宅管理費の7,470万5,000円の増は、国の緊急経済対策により、市営住宅長寿命化事業として、市営石崎住宅4棟の防水塗装工事費費用を15節工事請負費の補修工事費7,320万円に計上するものが主なものでございます。

58ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の3,077万2,000円の減は、13節委託料で事業費の確定により、電算業務委託料を2,975万4,000円減額するものが主なものでございます。

60ページをお開きください。

2項小学校費、3目学校建設費の2億6,646万6,000円の増は、15節工事請負費で、事業の確定により、稲田小学校校舎耐震補強工事費で1,940万5,000円、友部第二小学校校舎耐震補強工事費で1,272万5,000円それぞれ減額するとともに、国の予備費による前倒しとして、稲田小学校屋内運動場耐震補強工事費で6,695万9,000円、宍戸小学校屋内運動場耐震補強工事費で6,556万2,000円、岩間第三小学校校舎耐震補強工事費で1億5,999万9,000円、及び13節委託料の監理業務委託料で712万6,000円それぞれ計上するものが主なものでございます。

62ページをお開きください。

3項中学校費、3目学校建設費の9,804万2,000円の増は、小学校費と同じように、国の予備費による前倒しとして、13節委託料の監理業務委託料で285万6,000円、15節工事請負費の笠間中学校屋内運動場耐震補強工事費で9,564万5,000円の計上が主なものでございます。

63ページをごらんください。

5項社会教育費、2目公民館費の3,377万円の増は、友部公民館東側と、旧郵便局跡地の駐車場等の舗装工事及び公民館裏側の現在使用されていない旧ボイラー室の取り壊し費用

として施設整備工事費3,084万3,000円の計上が主なものでございます。

65ページをお開きください。6項保健体育費、3目給食センター費の5,955万5,000円の減は、次の66ページをお開きいただきまして、笠間学校給食センター整備事業の完了に伴い、中段にあります15節工事請負費の笠間学校給食センター整備工事費で1,186万円の減、18節備品購入費で3,814万9,000円の減が主なものでございます。

以上で、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 議案第31号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ659万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億9,743万1,000円とするものです。

内容については、事項別明細書により、主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1款国民保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税3,755万6,000円の減は、滞納繰越分の見込み額の減によるものです。

8ページをお開きください。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金4,632万8,000円は、退職者医療療養給付費等交付金の増によるものです。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,545万8,000円の減は、人件費、保険基盤安定繰入金等の減によるものです。

9ページをお開きください。

11款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金500万円は、一般被保険者国民健康保険税延滞金の増によるものです。

次に、歳出についてであります。10ページになります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1,000万円の減、及び2目退職被保険者等療養費給付費1,000万円の増は、組みかえによるものであります。

11ページをお開きください。

7款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費1,371万5,000円の減は、特定健康診査委託料の減によるものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

次に、議案第32号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ251万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,969万8,000円とするものです。

内容については、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料、現年度分保険料が400万円の減額となり、普通徴収保険料は、現年度分保険料500万円の増と、滞納繰越分保険料の100万円の減となります。

8ページをお開きください。

6款諸収入、4項雑入、4目後期高齢者健診委託金248万5,000円の減につきましては、健診委託金の減によるものであります。

次に、歳出についてであります。9ページに移りまして、4款1項1目後期高齢者健康診査費249万3,000円の減につきましては、健康診査委託料の減が主なものであります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第33号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,505万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,667万円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、7ページをお開き願います。

歳入の主なものについては、3款1項1目介護給付費負担金660万円の減は、介護給付費の国負担分、4款1項1目介護給付費交付金1,585万4,000円の減は、介護給付費の40歳から64歳までの方の第2号被保険者分でございます。

8ページ、5款1項1目介護給付費負担金1,120万6,000円の減は、介護給付費の県負担分、7款1項1目介護給付費繰入金684万9,000円の減は、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

9ページ、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,322万7,000円の減については、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、ご説明申し上げますが、11ページをお開き願います。

2款1項1目居宅介護サービス給付費7,050万2,000円の増は、居宅サービス給付利用者の増によるもので、3目地域密着型介護サービス給付費2,000万円、及び5目施設介護サービス給付費7,700万円の減は、サービス利用が見込みより少なかったため減額するものでございます。

2款2項1目介護予防サービス給付費1,300万円の減は、要支援認定者の居宅サービスの



利用の減によるものでございます。

12ページ、2款6項1目特定入所者介護サービス費1,000万円の減は、施設サービスの減額に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第34号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,848万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億771万7,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費でございますが、翌年度の繰り越し事業といたしまして、1款下水道費、浄化センターともべ水処理施設修繕事業で913万5,000円、下水道建設事業で1億684万2,000円、2款災害復旧費、下水道復旧費（単独）で7,149万6,000円の繰越明許を設定するものでございます。

6ページをお開きください。

地方債の補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を2億4,490万円から2億3,460万円に変更するものです。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、2項1目受益者負担金は123万7,000円を減額し、6,504万8,000円に補正するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,252万6,000円の増額は、岩間地区の第一・第二東宝ランドの一斉接続によるものが主なものでございます。

4款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金258万円の減額は、主に湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金の確定によるものでございます。

10ページをお開き願います。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,380万6,000円の減額、2項1目下水道事業基金繰入金2,347万1,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

11ページをお開き願います。

9款市債、1項1目下水道事業債1,030万円の減額につきましても、事業費の確定見込みによるものでございます。

12ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項1目下水道総務費434万3,000円の減額は、主に湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金の確定によるものでございます。

2 目下水道管理費872万3,000円の減額は、電気料と汚泥処理等の委託料の額の確定によるものでございます。

13ページをお開き願います。

2 項1 目下水道建設事業費1,014万4,000円の減額は、笠間地区下市毛の圧送管敷設工事等の入札差金によるものでございます。

3 款公債費、1 項1 目元金1,123万9,000円の減額、及び2 目利子403万7,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

次に、議案第35号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出の予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ319万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億73万円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費でございますが、1 款農業集落排水事業、農業集落排水施設建設事業で、6,759万円の繰越明許費を設定するものです。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございます。3 款県支出金、1 項2 目農業集落排水事業推進交付金182万7,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

9ページをお開き願います。

歳出でございます。2 款公債費、1 項2 目利子260万円の減額は額の確定によるものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第36号 平成24年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ874万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,380万5,000円とするものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございますが、支障物件の家屋移転及び関連する区画道路工事等が年度内に完了しないことにより、3,235万1,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

2款財産収入、1項不動産売払収入850万円の減は、保留地処分金の決算見込み額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

1款土地区画事業費、2項事業費850万円の減は、工事費等の額の確定によるもので、内訳としては、13節委託料250万円の減、15節工事請負費300万円の減、22節補償・補てん及び賠償金300万円の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 議案第37号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額をそれぞれ314万3,000円増額し、総額を収入支出それぞれ5億8,736万1,000円とするものであり、第3条の資本的収入及び支出については、収入の総額を11万6,000円増額し、資本的収入の総額を2,578万6,000円にするものであります。

2ページをお開きください。

第4条の企業債については、資本的予算の国庫補助金の減額に伴い、公営企業債を30万円増額し、限度額を1,950万円に変更するものです。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費を383万2,000円減額し、給与費の総額を3億2,416万3,000円とするものです。

第6条の他会計からの補助金については、収益的収入の給与費の変更に伴う改正であります。

補正の内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに、収益的予算の収入についてであります。医業収益については、市職員の健診受け入れと採血検診の実施に伴う公衆衛生活動収益の増額と、患者数の増加に伴う休日夜間診療負担金の減額により、医業収益を104万8,000円増額するものであります。

また、医業外収益については、一般会計繰出金の減額に伴う他会計補助金の減額と新たな県補助金の受け入れに伴い、医業外収益を209万5,000円増額するものであります。

9 ページになります。

支出については、給与費の減額と検診事業の拡充に伴う検査委託料などの経費の増額、医療機器の撤去に伴う資産減耗費の増額により、医業費用を314万3,000円増額するものであります。

次に、資本的予算の収入についてであります。医師住宅区改築工事における補助対象経費の減額に伴い、国庫特別会計からの国庫補助金を18万4,000円減額し、公営企業債を300万円増額するものであります。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第38号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益を39万3,000円減額し、16億2,551万4,000円に、2 項営業外収益を450万1,000円増額し、1 億7,897万3,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用を1,321万5,000円減額し、16億3,649万5,000円に、第4 項予備費を1,732万3,000円増額し、3,648万9,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1 款資本的収入、4 項工事負担金を37万1,000円減額し、1,365万1,000円に補正するものでございます。

2 ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費を3,009万円減額し、2 億454万円に、8 項国庫補助金返還金を84万4,000円補正するものでございます。

第4条の債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の限度額7,439万3,000円を6,762万円に補正するものでございます。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を50万1,000円増額し、1 億4,353万2,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益39万3,000円の減額は、水道加入者が当初見込みより少なかったための水道加入金147万円の減額、及び東電賠償金107万7,000円の増額でございます。

2 項営業外収益、1 項受取利子及び配当金450万1,000円の増額は、定期預金利子の確定によるものでございます。

8 ページをお開き願います。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費78万円減額は、17節手数料で、放射能検査手数料の検査費用の減額によるものでございます。

2 目配水及び給水費298万6,000円の減額は、16節委託料の入札差金による減、及び17節手数料の水質検査費用の減によるものでございます。

6 目減価償却費500万円の減額は、配水管等の固定資産減価償却費の減によるものでございます。

7 目資産減耗費495万円の減額は、配水管布設替え及び量水器交換等に伴う固定資産除却費の減が主なものでございます。

4 項1 目予備費1,732万3,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

9 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、4 項工事負担金、1 目補償工事負担金37万1,000円の減額は、下水道及び区画整理事業の補償工事の減額によるものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目施設改良費3,009万円の減額は、配水管布設、石綿管布設替え及び下水道の補償工事並びに設計委託の入札差金、また、事業費の確定による減が主なものでございます。

8 項国庫補助金返還金84万4,000円の増額は、23年度国庫補助にかかわる消費税の確定による返還金でございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長より、修正がございます。

○保健衛生部長（菅井 信君） 先ほどの議案第37号 市立病院の企業会計補正予算の10ページにおきまして、最後のページになりますけれども、企業債「30万円」を「300万円」と読み違えましたので、訂正させていただきます。

○議長（小藺江一三君） 以上で、提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 以上で質疑を終わりにします。

ただいま議題となっております議案第30号ないし38号までの9件について、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

- 
- 議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算
  - 議案第40号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第41号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第42号 平成25年度笠間市介護保険特別会計予算
  - 議案第43号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
  - 議案第44号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
  - 議案第45号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
  - 議案第46号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
  - 議案第47号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算
  - 議案第48号 平成25年度笠間市水道事業会計予算
  - 議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（小藺江一三君） 日程第28、議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算ないし議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算から、議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成25年度の当初予算であります。

内容につきましては、各部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第39号 平成25年度笠間市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

笠間市一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条は、平成25年度笠間市一般会計の歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272億円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は継続費です。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条は債務負担行為です。地方自治法第214条の規定による債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為によるものでございます。

第4条は地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債によるものでございます。

第5条は一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めるものであります。

第6条は歳出予算の流用でございます。

続いて、9ページをごらんください。

第2表継続費でございます。2款総務費、2項徴税費の固定資産評価替え準備事業につきまして、総額を6,190万8,000円とし、平成25年度の年割り額を4,457万8,000円、平成26年度の年割り額を1,733万円とする継続費を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表債務負担行為でございます。個人・市・県民税賦課事務労働者派遣業務委託につきましては、期間を平成25年度から平成26年度まで、限度額を137万8,000円とし、防犯灯管理業務委託につきましては、期間を平成25年度から平成34年度まで、限度額を656万5,000円と、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11ページをごらんください。

第4表地方債でございます。

まちづくり振興基金造成事業債から12ページの下段になりますが、臨時財政対策債まで16件、合計で28億3,480万円を限度額としております。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1総括の歳入でございますが、1款市税は、個人市民税所得割、たばこ税等で増収が見込まれ、市税全体で前年度と比べ1億6,853万2,000円増の88億4,134万4,000円としております。

2款地方譲与税は、前年度と比べ1,800万円の減収を見込み、3億5,800万円としております。

6款地方消費税交付金は、前年度と比べ2,138万5,000円の減収を見込み、6億9,010万円としております。

10款地方交付税は、笠間支所整備等に充てる震災復興特別交付税を見込み、前年度と比べて1億4,347万円増の59億4,347万円としております。

14款国庫支出金は、国の予備費の活用や補正予算による緊急経済対策により、24年度に事業を前倒ししたため、土木費国庫補助金や教育費国庫補助金で減となっておりますので、国庫支出金全体で2億1,022万9,000円減の34億8,269万1,000円としております。

15款県支出金は、緊急雇用創出事業の減や、子宮頸がん等ワクチン接種の定期接種化と、妊婦健康診査の財政措置の見直し等により減となる一方、参議院議員通常選挙、茨城県知事選挙など、選挙費の委託金が増となることなどによりまして、県支出金全体で2,741万2,000円増の17億2,654万4,000円としております。

14ページをお開きください。

18款繰入金は、それぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰り入れるほか、財源不足分につきましては、財政調整基金から8億円を繰り入れるものがあります。そのため、繰入金全体では3億5,364万9,000円増の12億7,359万5,000円としております。

21款市債では、前年度実施した笠間学校給食センター整備事業の減や、経済対策による学校耐震化事業等が24年度に前倒しになったことなどにより、市債全体で8億2,620万円減の28億3,480万円としております。

歳入の詳細につきましては、本書の16ページから42ページまでの説明欄をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、25年度の新規事業あるいは拡充をした事業などを中心に、主なものについてのご説明とさせていただきます。

51ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費ですが、13節委託料をごらんください。中段にあります設計業務委託料1,500万円は、教育委員会庁舎整備のための基本設計、実施設計の費用でございます。

52ページをお開きください。

15節工事請負費の庁舎改修工事費1億2,634万7,000円は、旧法務局の建物を笠間支所として利用するために改修する工事費でございます。施設解体撤去工事費1,673万4,000円は、旧岩間町役場敷地にあります旧分庁舎及び倉庫の解体工事費でございます。非常用自家発電設備工事費3,000万円は、教育委員会庁舎建設に伴い見直しをする必要が生じたため、平成24年度は実施せず、25年度に改めて計上したものでございます。

53ページをごらんください。

6目の企画費でございますが、定住化対策として、8節報償費の事業推進報償費594万8,000円は、地域おこし協力隊員への報償費、次の54ページになりますが、15節工事請負費の施設整備工事費1,030万円は、平成24年度に整備した笠間の家の外構工事費、19節負担金補助及び交付金の、次の55ページになりますが、下段にあります空き家利活用補助金240



万円を計上するものでございます。

続いて、60ページをお開きください。

13目市民活動費の1節報酬のセフティサポーター報酬は、民間交番で活動していただく方々の報酬でございます。

61ページをごらんください。

13節委託料の中段にあります設計業務委託1,093万1,000円につきましては、友部地区及び岩間地区に整備予定の地域交流センターの基本設計を策定するための費用を計上するものでございます。

その3行下にあります防犯灯管理委託料2,625万9,000円は、市管理防犯灯約1,000基でございますが、これをLED化するための工事費を含めた10年間の管理委託費用でございます。今年度につきましては、全体の8割の支払いを予定しております。

その2行下の消費生活相談業務委託料1,045万7,000円は、消費生活センターを友部公民館1階に移築し、その相談業務を外部委託する費用でございます。

15節工事請負費の施設整備工事費129万5,000円は、本年7月運営開始を予定しております民間交番の改修工事費でございます。

次に、63ページをお開きください。

14目基金費は、25節積立金において、合併特例債を財源としてのまちづくり振興基金積立金5億21万4,000円を計上しております。

2項徴税費、1目税務総務費でございますが、次の64ページをお開きください。

平成27年度の固定資産評価替えに向けた準備費用として、13節委託料で、不動産鑑定委託料3,221万6,000円、評価替え準備業務委託料4,457万8,000円を計上しております。

68ページをお開きください。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費は、平成25年7月28日、任期満了に伴う選挙執行経費3,730万8,000円を計上しております。

69ページをごらんください。

3目茨城県知事選挙費は、平成25年9月25日任期満了に伴う選挙執行経費3,058万5,000円を計上いたしております。

70ページをお開きください。

4目市長選挙費は、平成26年4月22日任期満了に伴う市長選挙の準備経費862万2,000円を計上いたしております。

81ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目医療福祉費でございますが、マル福の対象を中学生まで拡充すること等により、20節扶助費の医療扶助費で、昨年より3,941万4,000円増の5億375万4,000円を計上いたしております。

85ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費ですが、中段にあります13節委託料の設計業務委託料404万3,000円は、小学校の統廃合に伴い、入所児童の増加が見込まれる笠間小学校児童クラブの整備のための設計費用を計上いたしました。

93ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の続きでございますが、4月からの子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の定期予防接種化見込みによりまして、昨年より、11需用費、次の94ページになりますが、上段にあります医薬材料費で、昨年度より4,004万1,000円増の7,231万7,000円を計上いたしております。

次の95ページの一番下にあります5目環境衛生費でございますが、次の96ページをお開きください。下段にあります19節負担金補助及び交付金の中で、次のページ、97ページの中段になりますが、住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、補助件数を81基から251基にふやしたことにより、前年当初より2,995万円増の5,020万円を計上いたしております。

100ページをお開きください。

2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費ですが、13節委託料の測量設計業務委託料5,199万4,000円、15節工事請負費の補修工事2億2,704万4,000円につきましては、エコフロンティアかさまの地元対策費として、地区内の市道の補修工事費を計上いたしましたものでございます。

106ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の続きでございますが、上段にあります担い手対策強化促進事業補助金1,503万円につきましては、生産性の高い農業機械、農業施設を更新する後継者のいる認定農業者に対する助成や、新規就農者の農業開始時の負担軽減を図るための助成をするものでございます。

4目水田農業費ですが、次のページの中段にあります19節負担金、補助及び交付金の水田農業奨励補助金4,013万3,000円は、引き続き生産調整に取り組む営農集団等への補助金であります。また、新規需要米流通助成事業補助金534万円は、新規需要米等の流通経費、10アール当たり3,000円ですけれども、これを助成するものでございます。

6目農地費でございますが、110ページをお開きください。

中段でございます農地・水環境保全向上対策事業負担金945万1,000円は、農業者や地域住民を含めた組織の農地や農業用水等保安全管理に対し助成するもので、拡充し、昨年より495万2,000円を増額するものでございます。

115ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の続きでございますが、19節負担金補助及び交付金で、このページの一番下にあります頑張ろうかさま商品券発行事業補助金500万円は、昨年度に引き続き、商工会が商品券発行事業を実施することとなったため助成するもので

ございます。

次の116ページをお開きください。

中段にあります笠間焼陶芸家支援補助金1,100万円は、笠間焼陶芸家の創業と育成及び定住化を図るための補助金でございます。

119ページをお開きください。

2項観光費、3目観光施設費でございますが、社会資本整備総合交付金、都市再生事業を活用し、13節委託料で、次の120ページになりますが、3行目の測量設計等委託料1,500万円は、北山公園バーベキュー場周辺整備の設計費として、また、15節工事請負費のうち、観光施設誘導案内看板等の整備費用として、案内標識設置工事費870万円、前年度より実施している北山公園の新池周辺整備等の費用として、施設整備工事費2,462万6,000円、愛宕山の恋人の聖地光のオブジェ工事費900万円を計上いたしました。

その1行下の観光駐車場改修工事費1,226万円は、市営荒町駐車場の舗装打ちかえ及び鷹匠町駐車場の砂利整地の工事費でございます。

128ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費の1目都市計画総務費の続きでございますが、13節委託料の中で、一番下段にあります安居工業地域整備基本構想策定委託料950万円につきましては、岩間インターチェンジに隣接し、工業地域の用途指定をされている安居地区35ヘクタールの土地利用の促進を図るため、道路や雨水排水等のインフラ整備の基本構想を策定するものでございます。

2目街路事業費でございますが、次の130ページをお開きください。

15節工事請負費の笠間稻荷門前通り整備工事費9,953万5,000円は、門前通りを歩行者優先道路として整備するもので、国の緊急経済対策により、平成24年度より前倒しで予算化し、平成26年度完成を予定しております。

5目公園費でございますが、次のページにあります13節委託料の一番下にあります、都市公園長寿命化計画策定委託料900万円は、都市公園21カ所の遊具施設等の長寿命化計画策定費用でございます。

次の132ページをお開きください。

5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、次の133ページにあります、15節工事請負費の住宅維持補修工事費4,282万5,000円については、公営住宅の長寿命化計画に基づく市営石崎住宅のベランダ改修等の費用でございます。

139ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費でございますが、上段にあります18節備品購入費4,606万9,000円は、老朽化した友部消防署の消防ポンプ車と、笠間消防署の指令車を更新する費用でございます。

4目災害対策費でございますが、次の140ページをお開きください。

15節工事請負費の太陽光発電システム設置工事費2,654万円につきましては、拠点避難所であります笠間小学校に太陽光発電装置及び蓄電池を整備するものでございます。

142ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費の2目事務局費ですが、7節賃金の臨時雇賃金5,705万3,000円でございます。このうち3,950万7,000円については、学力向上支援事業として、昨年までT T事業として7名の非常勤講師を配置していたものを拡大して、市内21校すべてに非常勤講師を配置するものでございます。

147ページをお開きください。

2項小学校費の1目学校管理費ですが、15節工事請負費の施設整備工事費で4,215万3,000円につきましては、省エネ化として、小学校職員室のLED照明への切りかえ費用として775万4,000円、小学校の教室に天井扇風機を設置する費用1,585万5,000円などが含まれております。

149ページをお開きください。

上段にあります3目学校建設費の13委託料、設計業務委託料1,458万5,000円につきましては、佐城小、岩間一小、岩間二小の屋内運動場の耐震補強及び改修に係る実施設計の費用でございます。

151ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費ですが、中段にあります15節工事請負費の施設整備工事費8,829万3,000円は、岩間中学校整備の際に撤去した部室及びトイレ等を設置する工事費として4,231万5,000円、小学校と同じように、天井扇風機を設置する工事費357万円などが含まれております。

152ページをお開きください。

下段にあります3目学校建設費の13委託料、設計業務委託料1,050万円につきましては、稲田中学校校舎の耐震補強及び改修に係る実施設計の費用でございます。

164ページをお開きください。

5項社会教育費、7目文化財保護費の13委託料、笠間城跡国指定史跡化調査検討業務委託料370万7,000円につきましては、関東でも貴重な山城であった笠間城址の国・県指定文化財を目指して調査計画等を策定するための費用でございます。

168ページをお開きください。

6項保健体育費、2目体育施設費の続きでございますが、15節工事請負費の体育施設整備工事費9,149万円は、降ひょう被害によりまして破損した岩間海洋センターの屋根シートや、経年劣化したプール周りの配管、屋根、支柱などを改修する工事費でございます。

172ページをお開きください。

12款諸出金、1項公営企業費の1目病院事業支出金は、前年度に比べて2,521万4,000円減の1億3,474万1,000円を計上し、2目の上水道事業支出金は、上水道高料金対策補助金

の減によりまして、前年度と比べて8,902万6,000円減の9,004万5,000円を計上しております。

以上で、平成25年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） ここで暫時休憩をいたします。3時35分より再開いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時36分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健衛生部長菅井 信君。

12番西山 猛君が所用のため退席いたしました。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 議案第40号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

189ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億4,300万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

190ページをお開きください。

まず、歳入予算の主なものについては、1款国民健康保険税24億1,824万円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分及び滞納繰越分を見込んでおります。

3款国庫支出金23億7,996万8,000円は、保険給付や高額医療共同事業及び特定健康診査に対します国庫負担であります。

4款療養給付費等交付金3億1,214万7,000円は、退職被保険者に対する療養給付費交付金であります。

5款前期高齢者交付金15億6,485万9,000円は、前期高齢者に対します交付金であります。

6款県支出金5億7,006万1,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します県負担金及び保険給付費に対する県補助金であります。

7款共同事業交付金11億1,399万2,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同事業に対します交付金であります。

9款繰入金6億4,820万3,000円は、一般会計より事務費及び保険税負担緩和分8,000万円を繰り入れるものであります。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

192ページをお開きください。

2 款保険給付費58億3,025万4,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対します療養の給付費及び高額療養諸費、移送費、出産育児諸費、葬祭費をそれぞれ計上しております。

3 款後期高齢者支援金といたしまして12億9,640万1,000円を、5 款介護納付金としまして5億8,183万2,000円を計上しております。

6 款共同事業拠出金10億2,529万2,000円は、高額医療共同事業費、保険財政共同安定化事業等へ拠出するものであります。

7 款保健事業費8,312万2,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査、特定保健指導事業や健康づくりの推進事業などの費用を計上しております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

次に、議案第41号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

221ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,800万円と定めるものであります。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

まず、歳入についてですが、222ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料は4億8,529万1,000円であります。

4 款繰入金1億5,718万1,000円は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、後期高齢者健診事業繰入金であり、6 款諸収入1,536万4,000円は、後期高齢者健診委託金、後期高齢者人間ドック等助成金を計上しております。

続きまして、223ページの歳出になりますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金6億3,102万3,000円は、後期高齢者医療広域連合保険料納付金及び後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金等であり、4 款保健事業費1,536万4,000円は、健康診断検査委託料及び後期高齢者医療人間ドック検診補助金等でございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第42号 平成25年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書233ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,300万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

続いて、234ページの歳入について、主なものをご説明申し上げます。

1 款保険料9億9,355万5,000円については、65歳以上の第1号被保険者の保険料、第3

款国庫支出金11億3,325万8,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金であり、4款支払基金交付金14億294万4,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分であります。

5款県支出金7億2,428万円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金であり、7款繰入金7億9,515万8,000円につきましては、給付費や人件費等に対する一般会計及び基金からの繰入金でございます。

次に、236ページの歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費1億3,661万8,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費や事務費であり、2款保険給付費48億38万8,000円は、介護サービス及び介護予防サービスなどの利用に対する給付費であり、4款地域支援事業費1億1,394万6,000円は、介護予防事業及び包括的支援事業、任意事業費でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第43号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

267ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,460万円と定めるものでございます。

第2条は歳出予算の流用についての規定であります。

268ページの歳入について、主なものをご説明申し上げます。

1款サービス収入1,865万7,000円は、介護予防、支援サービスケアプランの作成に対するもので、2款繰入金593万2,000円は、人件費分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、269ページ、歳出でございますが、1款総務費1,629万円は、主に人件費であり、2款サービス事業費824万4,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第44号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の283ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,200万円とするものであります。

第2条は、地方債について、第3条は一時借入金の最高額は8億円と定めております。

第4条は、歳出予算の各項の経費の流用に関する規定でございます。

ページを返していただきまして、第1表の歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、1款分担金及び負担金、2項負担金4,035万5,000円は、受益者負

担金を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 5 億 258 万 1,000 円につきましては、下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1 億 9,549 万 5,000 円につきましては、管渠設計及び工事費等の国庫補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金 593 万 4,000 円は、工事費の県補助金でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金 9 億 4,368 万 8,000 円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2 項基金繰入金 5,000 万円につきましては、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

次ページの 9 款市債 7 億 9,290 万円は、公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。286 ページをお開き願います。

1 款下水道費、1 項下水道総務費 4 億 6,434 万 6,000 円は、業務関係及び下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上してございます。

2 項下水道建設費 5 億 9,060 万 7,000 円の主なものは、公共下水道全体計画策定業務委託及び工事請負費を計上しております。

2 款災害復旧費、1 項下水道復旧費 2,700 万円は、災害復旧工事費でございます。

3 款公債費、1 項公債費 14 億 4,504 万 7,000 円につきましては、公共下水道事業債及び資本費平準化債の長期債の元金及び利子等でございます。

次ページ、第 2 表地方債でございますが、起債の目的は、公共下水道事業債限度額 3 億 4,290 万円、資本費平準化債、限度額は 4 億 5,000 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第 44 号の説明を終わります。

次に、議案第 45 号 平成 25 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

313 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 9,500 万円とするものであります。

第 2 条は、地方債について、第 3 条では一時借入金の最高額を 2 億円と定めております。

第 4 条は、歳出予算の各項の経費の流用に関する規定でございます。

ページを返していただきまして、第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項分担金 966 万 9,000 円は、友部北部地区の分担金でございます。

2 款使用料及び手数料 6,108 万 9,000 円は、農業集落排水使用料等でございます。



3 款県支出金9,494万円は、友部北部地区の県補助金等でございます。

5 款繰入金 3 億1,068万4,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

8 款市債 1 億1,860万円は、友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

316ページをごらんください。

歳出でございますが、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費8,761万2,000円の主なものは、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料等でございます。

2 項農業集落排水施設建設費 2 億4,432万8,000円の主なものは、友部北部地区農業集落排水事業の設計業務委託料、工事請負費等でございます。

2 款公債費 2 億6,206万円は、農業集落排水事業債の長期債、元金及び利子でございます。

317ページをごらんください。

第 2 表の地方債でございますが、起債の目的は、農業集落排水事業限度額 1 億1,860万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第46号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

337ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,240万円と定めるものであります。

第 2 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

343ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款財産収入、1 項財産売り払い収入8,233万5,000円は、保留地処分金を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

345ページをごらんいただきたいと思います。

1 款土地区画整理事業費、1 項総務費1,840万7,000円は、土地区画整理審議会委員、土地区画整理評価委員の報酬及び人件費等でございます。

346ページをごらんいただきたいと思います。

2 項事業費915万8,000円の内訳としましては、13節委託料、換地処分業務委託料796万8,000円、19節負担金補助及び交付金で、公共下水道受益者負担金103万2,000円を計上したものであります。

2款公債費、1目元金6,371万9,000円については、保留地処分金を償還の財源とする地域開発事業債の償還でございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 357ページをお開きください。

議案第47号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算について説明いたします。

まず、第2条の業務の予定量ですが、年間患者数を、入院が延べ6,935人、外来が延べ2万8,175人と予定し、1日平均患者数では、入院が19人、外来が115人と予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額については、総額を6,230万円とし、収入の主なものは医業収益が5億5,345万円、一般会計補助金など、医業外収益が6,954万7,000円と予定しております。

支出では、医業費用が6億1,867万1,000円、起業債償還利子など医業外費用が282万5,000円と予定しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額ですが、資本的収入が1,675万7,000円で、内訳は、医療機器購入に伴う起業債が1,230万円、一般会計出資金が183万2,000円、補助金が262万5,000円であり、補助金は、国保直診施設整備補助金であります。

資本的支出は1,774万9,000円で、医療機器購入に伴う建設改良費が1,500万1,000円、企業債償還金が274万8,000円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、358ページをお開きください。

第5条は、企業債として病院事業債の限度額を1,230万円と定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるもので、第7条は、経費の金額を流用することができる場合、第8条は議会の議決を経なければ流用に関するのできない経費を、第9条は一般会計からの負担金、補助金、他会計からの補助金をそれぞれ掲載したものであります。

最後に、第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億4,906万円と定めるものであります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第48号 平成25年度笠間市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

387ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、1款水道事業収益16億8,700万円でございます。

1項営業収益16億596万3,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益8,103万4,000円は、他会計補助金が主なものでございます。

3項特別利益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は17億5,200万円でございます。

1項営業費用16億2,619万5,000円は、原水及び浄水費、配水及び給水費並びに減価償却費等が主なものでございます。

2項営業外費用1億1,530万2,000円は、企業債借入利子の支払いが主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費1,049万9,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

収益的収入及び支出額につきましては、収入額が16億8,700万円、支出額が17億5,200万円となっており、6,500万円の不足になっております。要因といたしましては、震災の影響により、高料金対策補助金が大きく減少するためでございます。なお、不足する額につきましては、年度末に利益剰余金により処理したいと考えております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4億3,560万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,059万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4億2,501万5,000円で補てんするものでございます。

388ページをお開き願います。

収入でございますが、1款資本的収入は1億1,645万6,000です。

1項企業債4,000万円は、石綿管更新事業に充てるための借り入れでございます。

2項他会計出資金2,180万2,000円は、広域化対策によります一般会計出資金でございます。

3項他会計負担金328万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。

4項工事負担金5,137万3,000円は、補償工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出5億5,206万3,000円でございます。

1項建設改良費2億3,086万3,000円は、配水管布設、石綿管布設替え、下水道の補償工事、浄水場の改修工事等が主なものでございます。

2項企業債償還金3億2,120万円は企業債元金の償還金でございます。

第5条の債務負担行為でございますが、水道料金徴収業務委託を平成26年度より行うため設定するものでございます。また、期間、限度額については記載のとおりでございます。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は、配水管整備事業であり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費1億4,485万4,000円、公債費6万円とするものでございます。

第10条は、一般会計から負担金、補助金及び出資金でございます。内訳については記載のとおりでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を900万円と定めるものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

423ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおり予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、1款工業用水道事業収益は2,880万円でございます。

1項営業収益2,842万5,000円は給水収益によるものでございます。

2項営業外収益37万5,000円は、受取利子でございます。

次に、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は、収入と同額の2,880万円でございます。

1項営業費用2,571万7,000円は、原水及び浄水費、減価償却費が主なものでございます。

2項営業外費用150万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費157万8,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,776万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1,692万円を補てんするものでございます。

収入でございます。収入はございません。

支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費1,776万6,000円は、浄水場の排水ポンプ、制御盤更新工事によるものでございます。

42ページをお開き願います。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費798万円とするものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長より修正がございます。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 大変申しわけありません。

先ほどの病院事業会計の357ページでありますけれども、その中の第3条6億2,300万円を6,200、300万円と読み間違えましたので訂正させていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第50号 工事請負契約の変更について（友部北部I期地区処理施設工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第29、議案第50号 工事請負契約の変更について（友部北部I期地区処理施設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度友部北部地区I期地区処理施設工事において、契約金額に変更が生じたため、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第50号 工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

平成24年第2回定例会、第56号として議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するものでございます。

変更の主なものは、本工事の施工に伴い、次年度の場内整備工事で整備予定をしておりました犬走り工事に使用する鉄筋が、上屋建屋に対して安全面で支障を来すおそれがあるとの協議結果により、犬走り工事を本工事に追加、変更するものです。

また、残土処分については、当初ストックヤード処分で計上していましたが、県発注の土地改良事業で残土利用の要望があり、残土運搬処分への減額変更するものでございます。

工事名が友部北部I期地区処理施設工事でございます。施工箇所が笠間市小原地内、契約の方法は随意契約でございます。

また、変更契約につきましては、現契約2億727万円を今回変更による金額178万5,000円を増額し、2億905万5,000円とするものでございます。

請負業者でございますが、茨城県水戸市石川1丁目4045番地5、株式会社ヤマト営業所  
所長萩野谷和宏でございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

失礼しました。茨城県水戸市石川1丁目4045番地5、株式会社ヤマト茨城営業所ござ  
います。済みませんでした。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月4日午後2時に開きますのでご参集ください。ご苦労さまでした。

なお、4日、5日、6日に開催される予定の各常任委員会及び議会運営委員会の開催通  
知を事務局からお配りしたいので、よろしく願いいたします。

午後4時11分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 橋 本 良 一